

杉並区区立施設再編整備計画
(第一期)



第一次実施プラン
【平成29・30年度】



平成29年1月



杉並区

目 次

1 改定の基本的な考え方	1
(1) 改定の視点・ポイント	1
(2) 対象となる区立施設等	2
(3) 本計画と公共施設等総合管理計画との関係	3
2 計画期間と進め方	4
3 取組体制	5
4 取組の将来像	6
5 再編整備の方向性と具体的な取組	8
(1) 保育園・子供園	10
(2) 特別養護老人ホーム等（民営施設）	16
(3) 学校施設	20
(4) 児童館・学童クラブ等	25
(5) ゆうゆう館	29
(6) 集会施設	32
(7) 文化・教育施設	36
(8) 体育施設	40
(9) 庁舎等	42
(10) 障害者（児）施設	49
(11) 公共住宅	51
(12) 自転車駐車場・集積所	53
(13) 都市公園・児童遊園・遊び場	55
(14) 民営化宿泊施設	57
●資料編	59

1 改定の基本的な考え方

(1) 改定の視点・ポイント

区では、多くの区立施設が次々と更新時期を迎える中、区民ニーズに的確に応えるとともに、今後も必要なサービスを提供していくため、平成26年3月に、具体的な実施計画として、「杉並区立施設再編整備計画（第一期）（平成26～33年度）・第一次実施プラン（平成26～30年度）」（以下「第一次実施プラン」という。）を策定し、取組を進めてきました。

この第一次実施プランの策定から2年が経過したことから、これまでの進捗状況や新たに生じた課題を踏まえて必要な見直しを行い、平成29年度及び平成30年度の2年間に実施する取組を改定することとしました。改定にあたっては、次の視点に留意しました。

- ・ 保育施設や特別養護老人ホームの整備など、今後も増加が予想される行政需要に確実に応えていく
- ・ 各取組における課題や方向性を再度精査したうえで、取組の進捗状況に合わせ、これまで検討してきた取組の具体化を図る
- ・ 年度間の財政負担が偏ることがないように、予防保全の考え方に沿って計画的・効果的に修繕を行うことで施設の長寿命化を図るとともに、取組の緊急性や優先順位を勘案し、取組スケジュールを精査する
- ・ 適正なコスト管理の下、取組に必要な経費を適切に算定するとともに、各取組の財政効果額を再算定する

(2) 対象となる区立施設等

再編整備の検討の対象となる区立施設については、第一期計画で定めており、インフラ施設（道路、橋りょう等）以外を対象としています。第一次実施プランの取組期間である平成26年度から30年度までの間に取組を進める施設等は以下のとおりです。

●施設の分類		●取組を進める施設等	
再編整備の検討対象区立施設	(1) 保育園・子供園		保育園 子供園
	(2) 特別養護老人ホーム等		特別養護老人ホーム等（民営施設）
	(3) 学校施設		小学校・中学校 統合後の学校（学校跡地）
	(4) 児童館・学童クラブ等		児童館・学童クラブ 子ども・子育てプラザ
	(5) ゆうゆう館		ゆうゆう館 高齢者活動支援センター（※）
	(6) 集会施設		地域区民センター 区民集会所 区民会館 区民事務所会議室 杉並会館
	(7) 文化・教育施設		図書館・図書サービスコーナー 旧科学館 環境活動推進センター
	(8) 体育施設		体育館 運動場・プール
	(9) 庁舎等		本庁舎 区民事務所 公園緑地事務所（※） 土木事務所（※） 保健センター、子どもセンター 清掃事務所・支所・分室等 旧杉並中継所 産業商工会館 あんさんぶる荻窪 職員寮（※）
	(10) 障害者（児）施設		障害者（児）通所施設 障害者福祉会館等
	(11) 公共住宅		区営住宅（アパート） 高齢者住宅（みどりの里） 高齢者住宅（サービス付き） 区民住宅
	(12) 自転車駐車場・集積所		自転車駐車場 自転車集積所
	(13) 都市公園・児童遊園・遊び場		都市公園 児童遊園・遊び場
	(14) 民営化宿泊施設		民営化宿泊施設

（※）は、保育待機児童解消緊急対策（P62参照）のみ掲載のある施設等。

(3) 本計画と公共施設等総合管理計画との関係

区立施設再編整備計画は、公共施設である区立施設の全体を把握し、長期的視点をもって更新、複合化・多機能化、長寿命化などを計画的に行うためのものです。計画を推進することにより財政負担を軽減・平準化するとともに、施設の最適な配置を実現することで、今後必要なサービスを提供し、区民ニーズに応えていきます。これら、本計画の目的や目的を達成するための取組は、国が地方公共団体に対して策定を求めている公共施設等総合管理計画（※）の考え方に沿うものです。

公共施設等総合管理計画では、インフラ施設（道路、橋りょう等）も対象とすることとされていることから、区では、第一期計画及び今回改定する第一次実施プラン、「橋梁白書」（平成25年3月策定）、「道路舗装白書」（平成26年11月策定）等を合わせて、「杉並区公共施設等総合管理計画」として位置付けることとします。

※公共施設等総合管理計画とは

公共施設等総合管理計画は、国が地方公共団体に対して策定を求めている、総合的かつ計画的な管理により公共施設等の老朽化対策等を推進するための計画です。

杉並区公共施設等総合管理計画

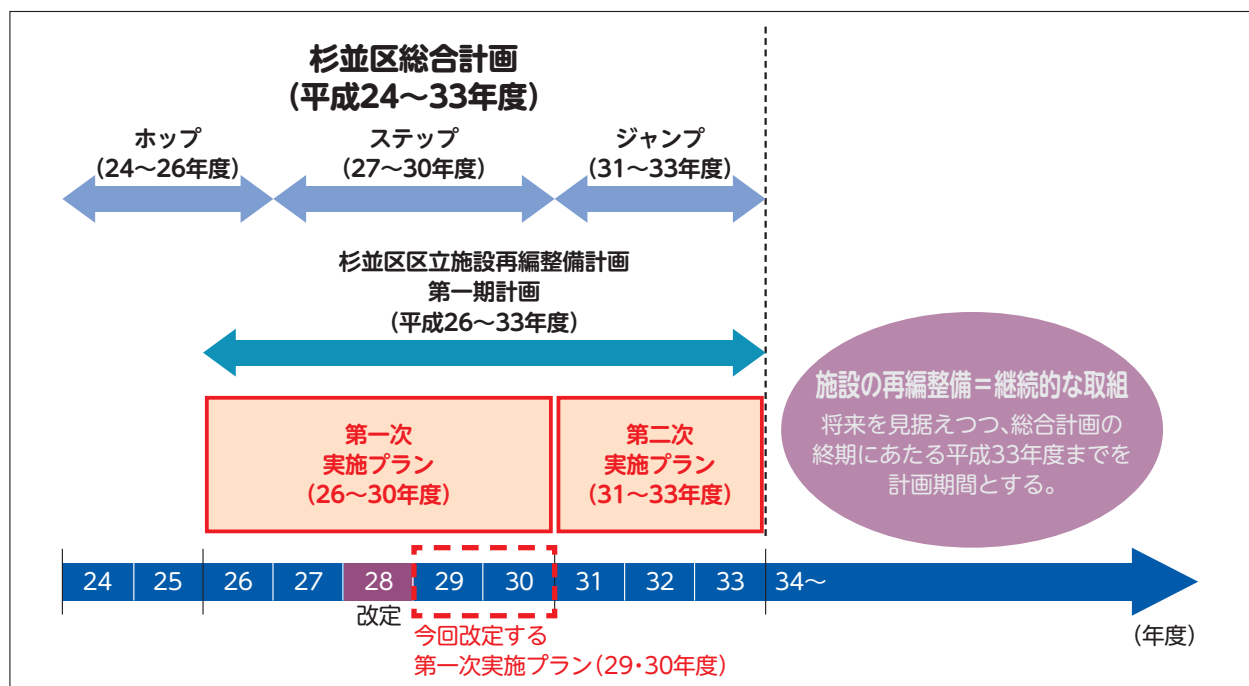


2 計画期間と進め方

平成26年3月に策定した第一次実施プランでは、計画の進捗状況を踏まえ、必要な見直しを行うこととしており、第一次実施プランの残りの計画期間である平成29年度及び平成30年度の実施プランを改定しました。

今後は、平成29年度に、すべての区立施設の現状と課題などを整理した「施設白書」を改めて作成し、そこで把握・分析した内容を踏まえ、平成30年度に、総合計画の最終年度である平成33年度までを計画期間とする第二次実施プランを策定していきます。

第二次実施プランでは、第一次実施プランとの連続性を確保しつつ、将来を見据え、施設の再編整備の取組を着実に推進していきます。



3 取組体制

施設の再編整備の取組を推進し、持続可能な行財政運営を実現していくためには、全庁的な体制による取組が欠かせません。そこで区では、庁内の検討組織である行財政改革推進本部の下に、必要に応じて検討部会を設置し、進行管理を適切に行いながら、着実に取組を進めていきます。

また、第一期計画及び第一次実施プランは、道路や橋りょうなどのインフラ施設は対象としていませんが、それぞれ「道路舗装白書」、「橋梁白書」等を作成し、必要に応じて実行計画にも反映させることで、計画的に改修・長寿命化に取り組んでいます。施設の整備や維持管理を行う庁内関係部署が密に連携し、総合的に強固な体制で取り組みます。

4 取組の将来像

長年にわたり施設を維持していくためには、改修や改築などに多額の更新費用が必要となります。しかし、少子高齢化による生産年齢人口の減少に伴い、今後、区民税収入が減少していく一方で、社会保障関係の経費はさらに増加していくことが想定され、施設の改修や改築に多くの予算を振り向けることは、現実的に困難です。

たとえ、現在と同じ施設の数維持することができないとしても、工夫をすることで必要なサービスを維持していくことは可能です。その手法の一つは、第一期計画にも記されているとおり、施設の複合化・多機能化を促進していくことです。

例えば、児童館の持つ学童クラブや小学生の放課後等の居場所の機能を小学校内へ移転させ、小学校の複合化を図ります。これにより、児童の安全を確保するとともに、小学校の施設・スペースを活用し、より充実した環境で機能・サービスを展開することができます。

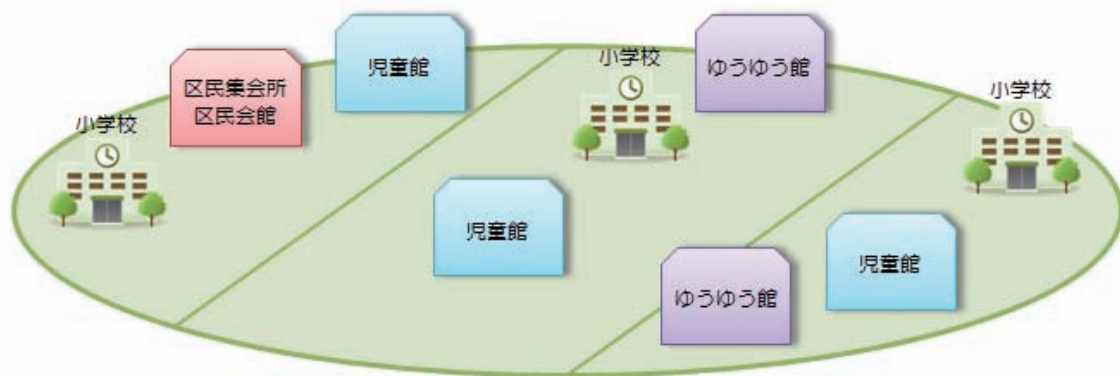
また、特定の年齢層を対象にした施設であるゆうゆう館及び児童館（子ども・子育てプラザに転用する児童館を除く）は、区民集会所・区民会館と合わせて、乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで、多世代が利用できる地域コミュニティ施設に再編します。このように、多機能化を図ることにより、サービスの質を維持しながら施設の数や面積と維持管理にかかる経費を削減することができます。

また、複合化・多機能化を行うことで生み出された施設・用地については、その時々の方政需要に応えるために転用をしたり、売却や貸付をするなど、有効に活用していきます。

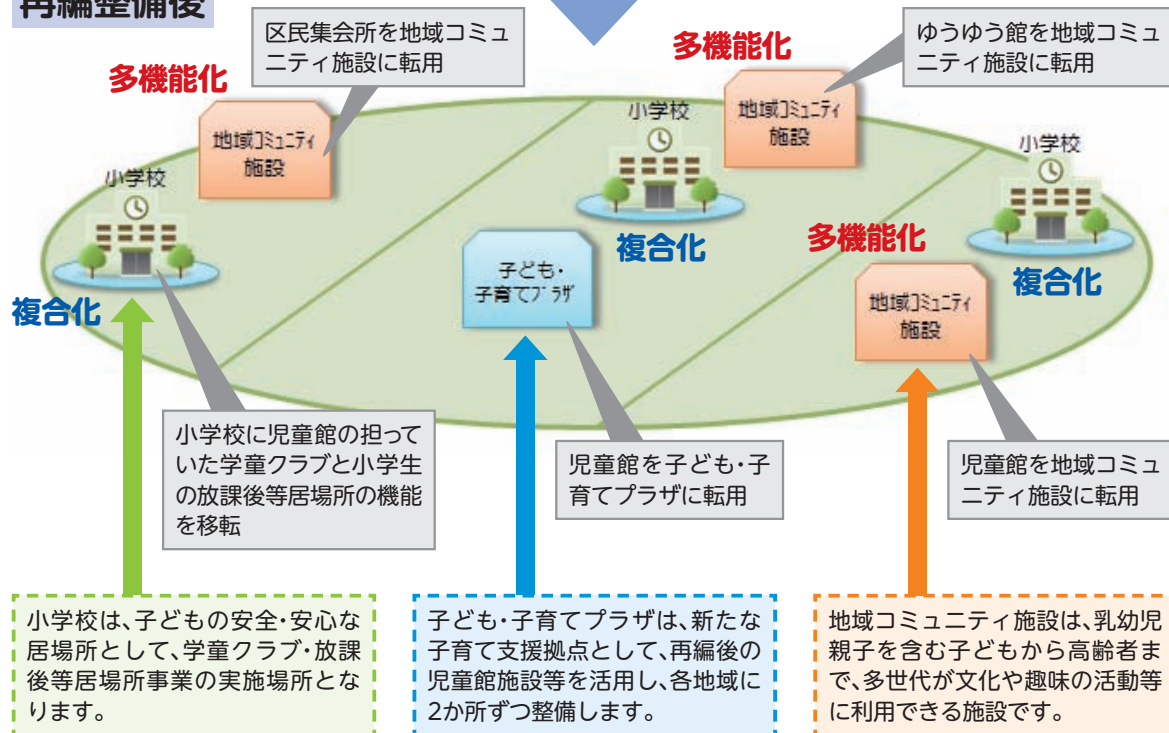
●施設再編による各地域の施設の変化（イメージ）

区内の地域の一部を仮定して、再編整備の前後で施設がどのように変わるのか、一例を示します。

再編整備前



再編整備後



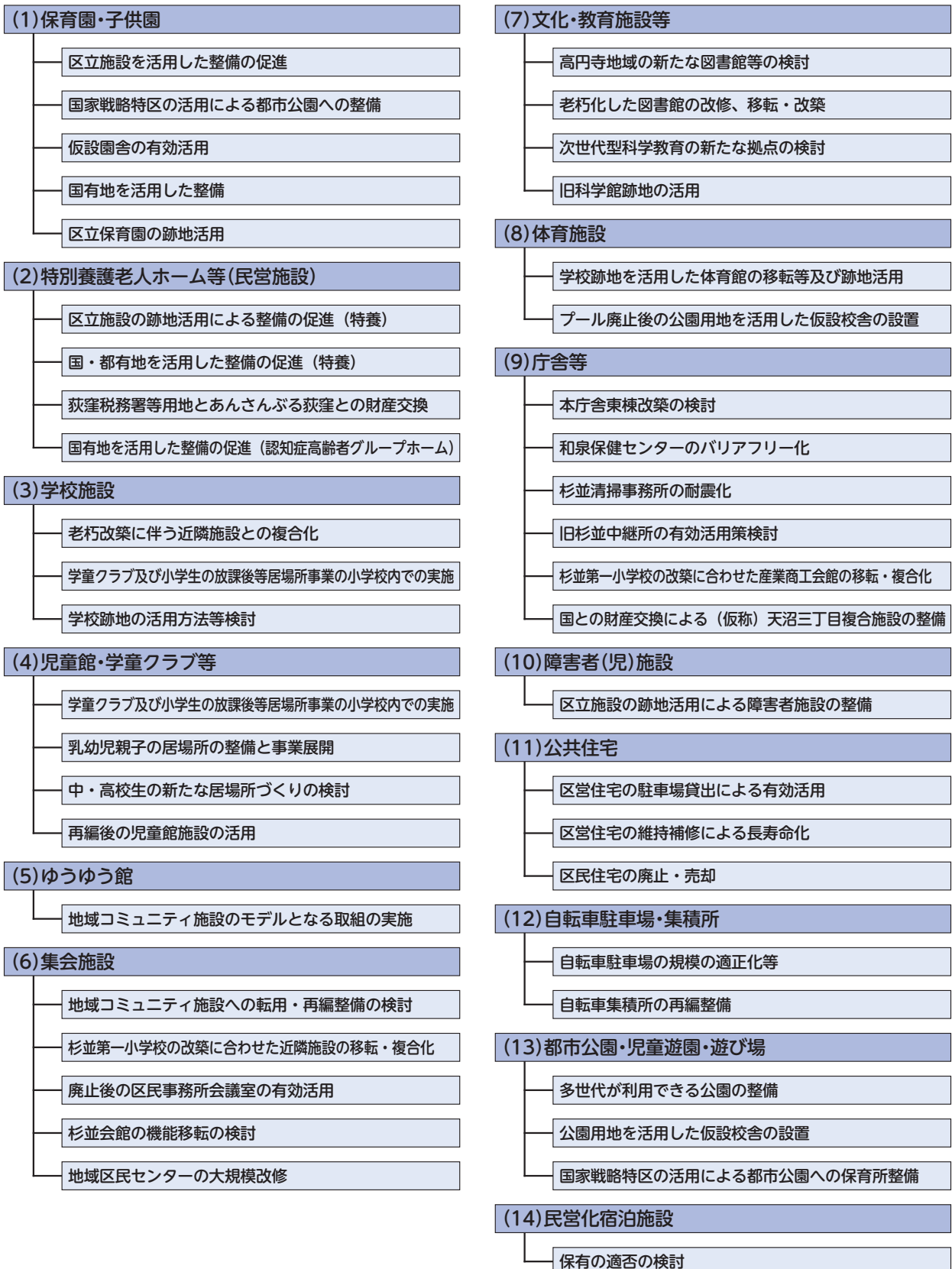
- ・施設の数や面積を減らし、施設を維持管理するための経費を削減します。
- ・廃止した施設・用地は、他施設への転用のほか、売却・貸付をするなど、有効活用を図ります。
- ・複合化・多機能化により、各地域におけるサービスの提供は継続します。

※子ども・子育てプラザについては、P27を参照。

※地域コミュニティ施設の再編整備については、P66を参照。

※児童館の再編整備については、P67を参照。

5 再編整備の方向性と具体的な取組



各取組の記載内容について

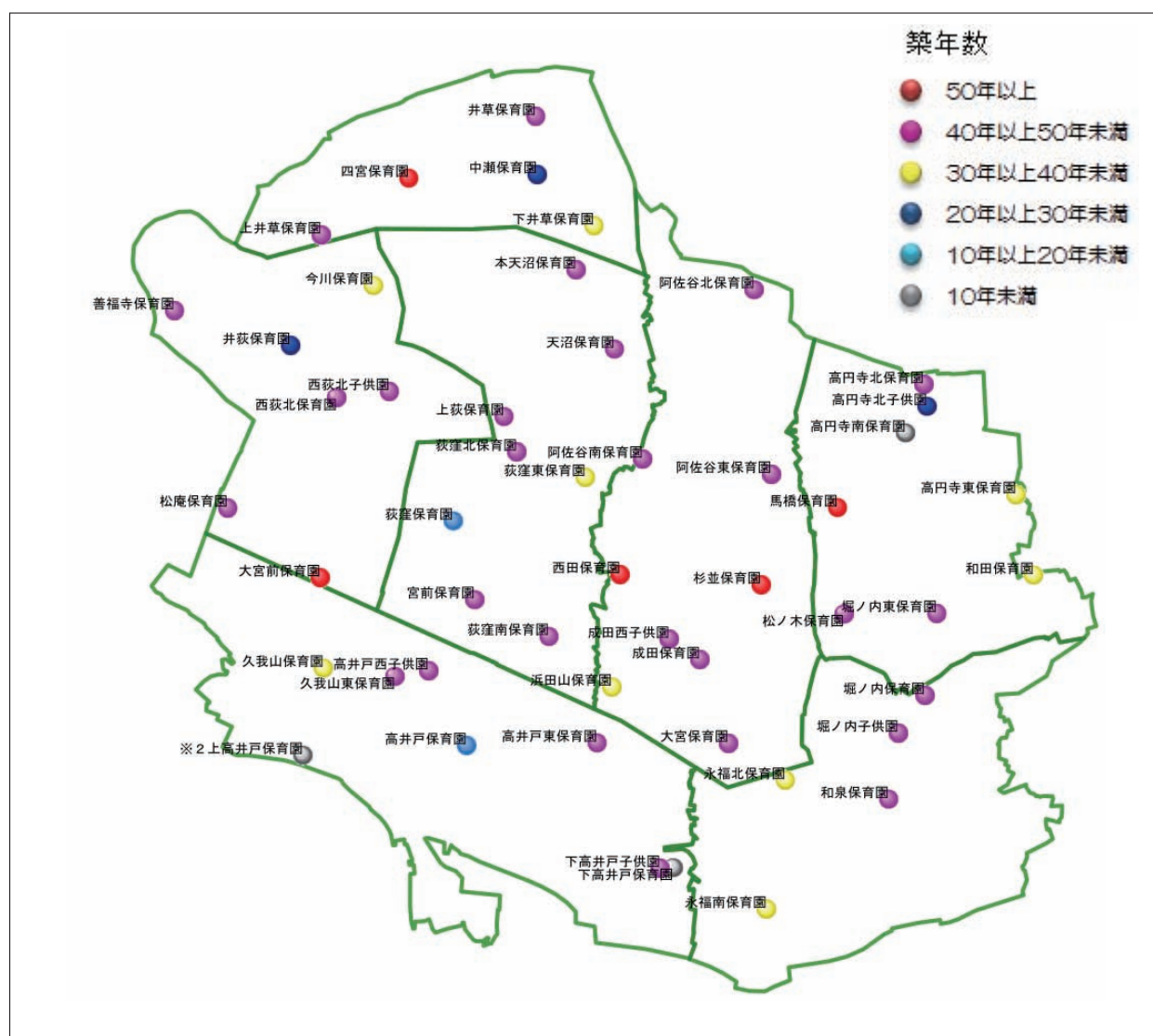
- 「施設の概要」欄には、第一次実施プランの計画期間である平成26年度から平成30年度に、取組を進める施設の設置目的等を記載しています。なお、施設数及び平均規模は平成29年3月末の見込みを、平均利用率等は平成27年度の実績値をそれぞれ記載しています。
- 「施設の配置」は、「施設の概要」欄に記載のある施設等について、平成29年3月末の見込みを記載しています。
- 「具体的な取組」は、今回の改定で対象とする平成29年度及び平成30年度の取組について記載しています。
- 「実施スケジュール」は、今回の改定で対象とする平成29年度及び平成30年度の取組について記載しています。ただし、平成28年度までに取組が完了している場合でも、財政効果が生じるものについては、今回の改定に伴い、実績を反映させたくうえで記載しています（該当する実施スケジュールは色が灰色になっています）。なお、財政効果は平成26年度から平成55年度までの30年間の見込み額です。

(1) 保育園・子供園

施設の概要

設置目的		施設数	平均規模
保育園	保護者が就労などで保育ができない場合に、保護者に代わって保育をする児童福祉施設	44	658㎡
子供園	保護者の就労形態にかかわらず幼児を受け入れ、教育・保育を一体的に行う区独自の幼保一体化施設	6	657㎡

施設の配置 (※1)



※1：民営施設は記載していません。

※2：上高井戸保育園は、平成29年3月まで改築のため休園中。

課題と再編整備の方向性

近年、区内の就学前人口は出生数が予測を上回るペースで増加していることなどから増加傾向にあり、平成28年4月は2万5千名弱、さらに29年4月には2万6千名近くになる見込みです。加えて、国の調査によると、27年の女性の就業率は5年前に比べ高くなっており、特に20歳代後半～40歳代前半の就業率が上昇するなど、就労する女性が増加しています。こうしたことから、今後も保育需要は高まっていくことが見込まれるため、必要な施設の効率的・効果的な整備を促進し、就労したい方々が安心して育児と仕事を両立できる環境を着実に整備していく必要があります。

保育施設の整備にあたっては、区立施設の再編整備により生み出された施設・用地のほか、国や東京都の公有財産の有効活用などにより、認可保育所を核とした保育施設の整備を引き続き推進するとともに、国家戦略特区制度を活用し、都市公園の敷地の一部に保育所を整備します。

また、既存の区立保育園・子供園は、その多くが築30年以上であり、そのうち33園は築40年以上を経過しています。老朽化した保育園・子供園は、緊急度・優先度等を考慮して、計画的に改築を進めるとともに、定員の拡充を図ります。合わせて保育サービスの維持・向上と運営の効率化を図るため、今後とも、指定管理者制度の導入や民営化を計画的に進めます。

具体的な取組

【区立施設を活用した整備の促進】

活用する区立施設	開設予定年度	活用の方法
和田中学校	平成30年度	敷地の一部を分割し、整備します。
下高永福会議室	平成31年度	会議室の廃止後、既存建物を解体し、整備します。
杉並保育園 (移転改築後の既存建物)		現施設を移転改築した後、既存建物を活用して整備します。
旧若杉小学校		すでに活用している既存西校舎に加え、北校舎を活用して整備します。
旧永福南小学校		校舎東側を解体・撤去のうえ、敷地の一部を分割し、整備します。
阿佐谷北保育園 (移転改築後の既存建物)	平成32年度	現施設を移転改築した後、既存建物を活用して整備します。
清沓中通会議室		会議室の廃止後、既存建物を活用して整備します。
成田西子供園 (移転改築後の既存建物)		現施設を移転改築した後、既存建物を活用して整備します。

※：保育待機児童解消緊急対策に係る保育施設整備については、P62参照。

【国家戦略特区の活用による都市公園への整備】

候補地	和田堀公園（都立）
-----	-----------

【仮設園舎の有効活用】

○区立保育園・子供園の改築時の仮設園舎について、近隣にある複数の保育施設の改築に利用するなど有効に活用します。

用 地	活用の方法
成田東四丁目用地	阿佐谷南保育園の改築時の仮設園舎として活用し、その後、民間事業者が運営する保育所を新設します。
下高井戸四丁目用地	下高井戸保育園と下高井戸子供園の改築を、1つの仮設園舎を活用して実施します。仮設園舎としての活用が終了した後、施設は解体し、公園を整備します。
梅里二丁目用地 （国有地）	馬橋保育園改築中の仮設園舎として活用し、その後、杉並保育園の移転先とします。

【国有地を活用した整備】

用 地	開設予定年度	活用の方法
下井草一丁目用地 （国有地）	平成30年度	阿佐谷北保育園の移転改築に活用します。
高円寺北一丁目用地 （国有地）		区が定期借地権を取得し、用地を民間事業者に貸し出します。
梅里二丁目用地 （国有地）		馬橋保育園改築中の仮設園舎として活用し、その後、杉並保育園の移転先とします。 （【仮設園舎の有効活用】の再掲）
高井戸東四丁目用地 （国有地）		区が定期借地権を取得し、用地を民間事業者に貸し出します。（認知症高齢者グループホームと併設）

【区立保育園の跡地活用】

用 地	活用の方法
上井草保育園跡地	平成28年度中に、活用方法を検討します。

実施スケジュール

【区立施設を活用した整備の促進】

具体的な取組		これまでの取組			これからの取組		財政効果 (億円)
		H26年度	H27年度	H28年度 (見込)	H29年度	H30年度	
旧大宮前体育館跡地の活用		解体・ 事業者選定	設計 (事業者)	建設 (事業者)	開設		13.0
和田中学校敷地の一部活用					建設 (事業者)	開設	2.1
下高永福会議室廃止後の跡地活用					会議室 廃止	建設 (事業者)	
杉並保育園移転・改築後の跡地活用					設計	改修	
旧若杉小学校跡地の活用	・西校舎、体育館活用 保育施設（継続）	(区保育室：H31.4月から北校舎と合わせた保育所に)					
	・北校舎、一部校庭活用 有償貸付 貸付終了後、保育所整備			貸付 (私立幼稚園)	設計	改修	0.1
旧永福南小学校跡地の活用					設計・建設 (事業者)		
阿佐谷北保育園移転・改築後の跡地活用					設計		
清沓中通会議室廃止後の跡地活用					会議室 廃止	設計	
成田西子供園移転・改築後の跡地活用					設計		

【国家戦略特区の活用による都市公園への整備】

具体的な取組	これまでの取組			これからの取組		財政効果 (億円)
	H26年度	H27年度	H28年度 (見込)	H29年度	H30年度	
和田堀公園（都立）敷地の一部活用				← 特区申請・建設(事業者) → ● 開設		

【仮設園舎の有効活用】

具体的な取組		これまでの取組			これからの取組		財政効果 (億円)
		H26年度	H27年度	H28年度 (見込)	H29年度	H30年度	
成田東四丁目用地の活用	保育所の新設	← 調査・設計 →	← 建設 →		仮設園舎活用(阿佐谷南)	● 開設	
	阿佐谷南保育園の改築	← 調査 →	← 設計 →		解体・建設	● 開設	
下高井戸四丁目用地の活用	下高井戸四丁目用地公園整備	← 仮設園舎活用(下高井戸保育園) →	← 仮設園舎活用(下高井戸子供園) →		解体・公園整備		0.7
	下高井戸保育園の改築	← 設計 →	← 解体・建設 →	● 開園			
	下高井戸子供園の改築		← 設計 →	← 解体・建設 →	● 開設		
梅里二丁目用地（国有地）の活用	杉並保育園の移転・改築	← 調査・設計 →	← 建設 →		仮設園舎活用(馬橋)	● 杉並保育園移転・開設	0.7
	馬橋保育園の改築		← 調査・事業者選定 →	← 解体・設計(事業者) →	← 建設(事業者) →	● 開設	

【国有地を活用した整備】

具体的な取組	これまでの取組			これからの取組		財政効果 (億円)
	H26年度	H27年度	H28年度 (見込)	H29年度	H30年度	
下井草一丁目用地（国有地）を活用した阿佐谷北保育園の移転・改築			設計		移転・開設 建設	
高円寺北一丁目用地（国有地）の活用			事業者選定	設計・建設 (事業者)	開設	
梅里二丁目用地（国有地）の活用	※P14を参照					0.7 (*)
高井戸東四丁目用地（国有地）の活用（認知症高齢者グループホームと併設）			事業者選定	設計・建設 (事業者)	開設	

(*) P14を再掲

【区立保育園の跡地活用】

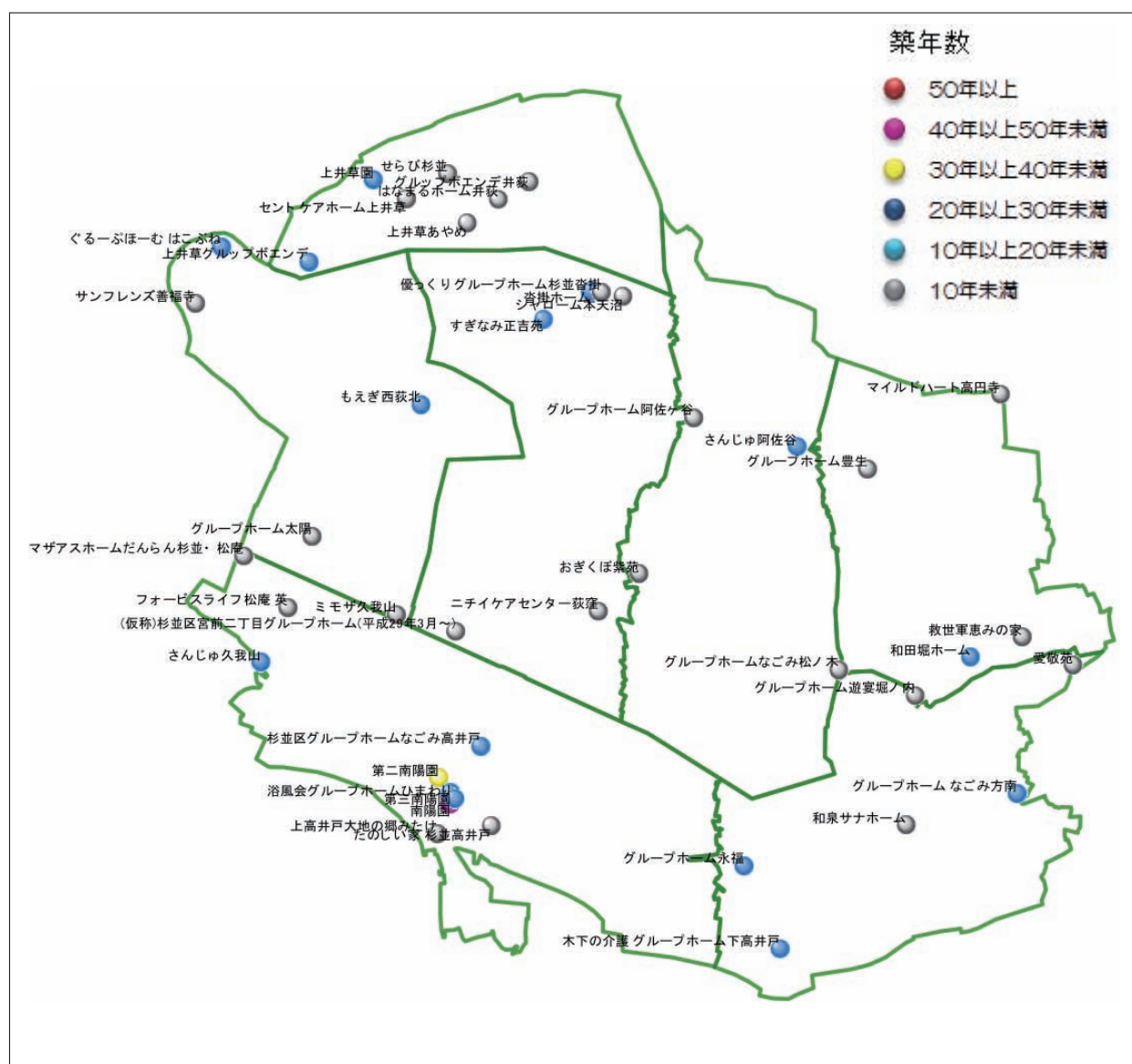
具体的な取組	これまでの取組			これからの取組		財政効果 (億円)
	H26年度	H27年度	H28年度 (見込)	H29年度	H30年度	
上井草保育園の跡地活用			検討			

(2) 特別養護老人ホーム等（民営施設）

施設の概要

	設置目的	施設数	平均規模
特別養護老人ホーム	常時介護が必要な要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話や、機能訓練、療養上の世話等を行うことを目的とする施設	15	3,933㎡
認知症高齢者グループホーム	認知症高齢者が家庭的な環境の中で必要な援助を受けながら、認知症の進行を和らげ、少人数で共同生活を送ることを目的とする施設	27	563㎡

施設の配置



課題と再編整備の方向性

区の高齢化率は、上昇の一途をたどっています。団塊の世代が75歳以上となる平成37年度には、後期高齢者（75歳以上）が現在より5千人以上増加することが予測され、これに伴い、要介護高齢者も増加することが見込まれます。区では介護が必要になっても住み慣れた地域で引き続き安心して生活ができるよう、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の整備を進めています。

特別養護老人ホームの整備には、事業者が安定的に運営するために大規模な用地が必要ですが、狭小な住宅密集地を抱える杉並区ではその用地の確保が困難であるとともに、用地確保にあたっての財政負担も大きなものとなります。こうしたことから、統合後の学校跡地など区立施設の再編整備によって生み出された一定規模以上の区有地や、国・都との連携による未利用地の有効活用と建設助成を合わせて行うことなどにより、民間事業者による特別養護老人ホーム等の高齢者施設の整備を促進していきます。

具体的な取組

（特別養護老人ホーム）

【区立施設の跡地活用による整備の促進】

活用する区立施設跡地	開設予定年度	併設施設
旧永福南小学校跡地	平成29年度	重度身体障害者支援施設
旧新泉小学校跡地	平成29年度	なし
旧科学館跡地	平成30年度	小規模多機能型居宅介護施設

【国・都有地を活用した整備の促進】

用地	開設予定年度	併設施設
成田東三丁目 （都有地）	平成31年度	小規模多機能型居宅介護施設
高井戸東三丁目 （国有地）	平成31年度	小規模多機能型居宅介護施設
高円寺南五丁目 （国有地）	平成31年度	なし

【荻窪税務署等用地とあんさんぶる荻窪との財産交換】

○荻窪税務署用地及び隣接する国家公務員宿舍跡地（以下「荻窪税務署等用地」という。）とあんさんぶる荻窪との財産交換により、特別養護老人ホーム棟と複合施設棟からなる「（仮称）天沼三丁目複合施設」を整備します。特別養護老人ホーム棟では、大規模な特別養護老人ホームに診療所や訪問看護ステーションを併設し、医療面に配慮した施設を整備するとともに、ショートステイを多数確保するほか、看護小規模多機能型居宅介護を併設することで区民の在宅介護を支えていきます。（P64参照）

（認知症高齢者グループホーム）

【国有地を活用した整備の促進】

用 地	開設予定年度	併設施設
高井戸東四丁目 （国有地）	平成30年度	保育所

実施スケジュール

【区立施設の跡地活用による整備の促進（特養）】

具体的な取組	これまでの取組			これからの取組		財政効果 （億円）
	H26年度	H27年度	H28年度 （見込）	H29年度	H30年度	
旧永福南小学校跡地の活用による特別養護老人ホーム等の整備		事業者選定 設計 （事業者）	建設 （事業者）	開設		25.6
旧新泉小学校跡地の活用による特別養護老人ホームの整備		解体・ 事業者選定 設計 （事業者）	建設 （事業者）	開設		46.6
旧科学館跡地の活用による特別養護老人ホーム等の整備			解体・ 事業者選定 設計 （事業者）	建設 （事業者）	開設	35.2

【国・都用地を活用した整備の促進（特養）】

具体的な取組	これまでの取組			これからの取組		財政効果 (億円)
	H26年度	H27年度	H28年度 (見込)	H29年度	H30年度	
成田東三丁目都用地の活用による特別養護老人ホーム等の整備				事業者選定 (東京都)	設計・建設 (事業者)	
高井戸東三丁目国用地の活用による特別養護老人ホーム等の整備			事業者選定	設計 (事業者)	建設 (事業者)	
高円寺南五丁目国用地の活用による特別養護老人ホーム等の整備				事業者選定	設計・建設 (事業者)	

【荻窪税務署等用地とあんさんぶる荻窪との財産交換】

具体的な取組	これまでの取組			これからの取組		財政効果 (億円)
	H26年度	H27年度	H28年度 (見込)	H29年度	H30年度	
荻窪税務署等用地の活用（あんさんぶる荻窪との交換）による特色のある特別養護老人ホーム等の整備		検討		交換契約 事業者選定	設計 (事業者)	

【区立施設の跡地活用による整備の促進（認知症高齢者グループホーム）】

具体的な取組	これまでの取組			これからの取組		財政効果 (億円)
	H26年度	H27年度	H28年度 (見込)	H29年度	H30年度	
旧大宮前体育館跡地の活用による保育所と認知症高齢者グループホーム等の整備	解体・事業者選定	設計 (事業者)	建設 (事業者)	開設		13.0 (*)

(*) P13を再掲

【国用地を活用した整備の促進（認知症高齢者グループホーム）】

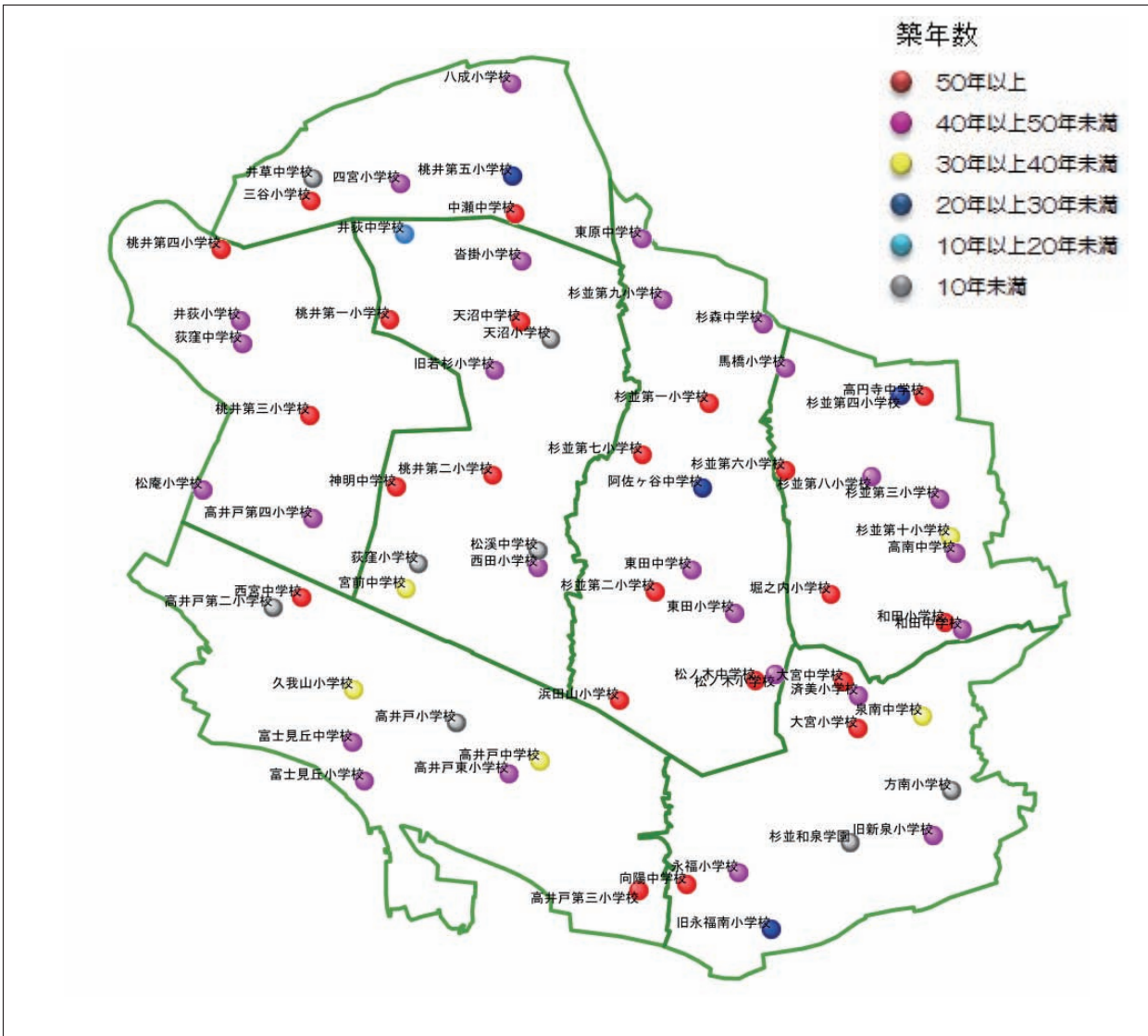
具体的な取組	これまでの取組			これからの取組		財政効果 (億円)
	H26年度	H27年度	H28年度 (見込)	H29年度	H30年度	
高井戸東四丁目国用地の活用による認知症高齢者グループホーム等の整備			事業者選定	設計・建設 (事業者)	開設	

(3) 学校施設

施設の概要

施設種別	施設数	平均規模
小学校	41	6,205㎡
中学校	23	7,118㎡

施設の配置



課題と再編整備の方向性

現在、区立の小学校は41校、中学校は23校ありますが、今後20年間で50校以上の小・中学校が築50年を経過し、老朽化に伴う改築時期を迎えることとなります。また、昭和50年代をピークに減少傾向にあった児童・生徒数は、近年、横ばいの状況で推移しており、今後の動向を見据えつつ、計画的かつ効率的・効果的な改築を進める必要があります。

一方、校舎や敷地に一定の余裕のある学校もあり、学びの場にとどまらず、子どもの安全・安心な放課後等の居場所として、学校施設を有効に活用することが求められていることから、既存の学校についても、余裕教室等を活用した学童クラブの移設、小学生の放課後等居場所事業の実施などを進め、時代のニーズに的確に対応していきます。

今後、改築する際は、教育環境の更なる向上を図りつつ、小中学校施設の標準規模を踏まえながら施設のスリム化、他施設との複合化・多機能化を進め、より一層、地域コミュニティの核となる施設づくりを進めます。また、統合に伴う学校の跡地については、区民福祉の向上に資するよう、災害対策やまちづくりなどの地域の視点及び全区的な行政需要への対応という総合的な視点から、有効な活用策を検討します。

具体的な取組

【老朽改築に伴う近隣施設との複合化】

○杉並第一小学校は築後59年を経過しており、老朽化に伴う改築時期を迎えていることから、同校の改築に合わせて、同様に老朽化が進んでいる阿佐谷地域区民センター及び産業商工会館の集会関連機能を集約することを基本に展示機能の移転も含めて複合化し、阿佐谷地域の新たな学びと交流・文化の拠点として整備を図ります。また、小学校の改築にあたり、阿佐谷けやき公園（阿佐谷けやき公園プールを含む）用地を、仮設校舎建設用地として活用します。

※この取組については、杉並第一小学校近隣の病院の移転・建替え計画が明らかになったことを受け、現在の病院用地への学校の移転・改築の可能性と、阿佐谷地域区民センター及び産業商工会館の整備のあり方について、平成28年度末までに検討することとします。

【学童クラブ及び小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施】

○学童クラブは、保護者の要望等を踏まえて小学校内での実施を基本とし、余裕教室等の活用のほか、敷地の一部や学校改築に合わせた整備などにより、計画的な移設を進めます。平成28年度までに実施済の新泉学童クラブ・和泉学童クラブに加え、第一次実施プランでは下高井戸と成田西の2か所の学童クラブの校内移設を行います。

○小学生の放課後等居場所事業についても、小学校内で実施することとし、平成28年度までに6か所の小学校で、モデルとなる取組を行いました。この結果を踏まえて、平成29年度から段階的に本格実施へ移行することとし、第一次実施プランでは3校で実施していきます。今後は、子どもたちが安全に、より充実した環境で遊びと交流の場を創出するため、実施校数の拡大を図ります。

【学校跡地の活用方法等検討】

- 旧若杉小学校の跡地については、当面、既存校舎等を有効活用していきます。
 - ・北校舎は平成29年度末まで近隣の私立幼稚園の仮設園舎として貸付け、30年度以降は保育所に転用していきます。また、校庭及び体育館は、防災の観点からオープンスペースを確保しつつ、災害時の避難場所として活用します。
- 旧新泉小学校の跡地については、北校舎を解体し、校庭の一部と合わせて特別養護老人ホームを整備します。
- 和田中学校の敷地の一部を分割し、保育所を整備します。
- 旧永福南小学校の跡地については、特別養護老人ホーム、保育所、体育館等を整備していきます。
 - ・校庭部分に、特別養護老人ホーム（重度身体障害者支援施設との併設）を整備します。
 - ・体育館及び校舎西側は、老朽化した永福体育館の移転先として改修し、建物内にトレーニングルーム及び会議室等も設置します。また、校舎東側解体・撤去後の用地については、保育所を整備する部分を除き、同体育館の新たな機能として、多様なビーチスポーツや多世代にわたる健康増進事業等に活用できる屋外運動広場（ビーチコート）を合わせて整備します。
 - ・校舎東側解体・撤去後の用地と校庭の一部を活用し、地域の保育需要に対応するための保育所を整備します。
- 統合後の杉並第四小学校と杉並第八小学校の跡地については、「高円寺地域における新しい学校づくり計画」の進捗状況に合わせて、既存の校庭と同程度のオープンスペースの確保など震災救援所機能を維持することを前提に、次の考えを基に活用策の検討を進めます。
 - ・統合後の杉並第四小学校の跡地については、築後24年の既存の建物及び敷地を有効活用することとし、既存の高円寺北子供園を3年保育に拡充するほか、認可保育所の整備を検討します。また、高円寺駅に至近な立地条件を踏まえ、次世代型科学教育の新たな拠点としての機能を含む生涯学習環境の充実に加え、高円寺地域における集客力のあるイベントの実施など、にぎわい創出や多世代交流につながるような多目的な地域活動の場としての活用を視野に検討を進めます。
 - ・統合後の杉並第八小学校の跡地については、既設の建物は築後49年が経過し老朽化しているため解体・撤去することとします。特別養護老人ホーム・保育所の建設を推進するほか、老朽化している近隣の高円寺図書館の移転先として、図書館と地域コミュニティ施設との複合施設を整備することを基本に検討を進めます。複合施設については、乳幼児親子の居場所となるスペースの設置や、中・高校生の居場所としての活用も検討します。

実施スケジュール

具体的な取組		これまでの取組			これからの取組		財政効果 (億円)
		H26年度	H27年度	H28年度 (見込)	H29年度	H30年度	
杉並第一小学校の改築に合わせた、阿佐谷地域区民センター、産業商工会館の移転・複合化（注）		検討 調査		検討	設計		
学童クラブの小学校内での実施				実施 新泉和泉	実施 高井戸第三	実施 杉並第二	
小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施			モデルとなる取組		実施 新泉和泉、高井戸第三、杉並第二	実施校拡大に向けた学校関係者等との調整	
旧若杉小学校跡地活用	・西校舎、体育館活用 重症心身障害児通所施設	改修 開設（重症心身障害児通所施設）					1.1
	・保育施設（継続）	（区保育室：H31.4月から 北校舎と合わせた保育所に）					
旧新泉小学校の跡地活用	・北校舎、一部校庭活用 有償貸付 貸付終了後、保育所整備			貸付（私立幼稚園）	設計	改修	0.1 （＊1）
	・北校舎（解体） 特別養護老人ホーム	検討	（跡地活用） 解体	事業者選定 設計(事業者) 建設(事業者) 開設			46.6 （＊2）
旧新泉小学校の跡地活用	・東校舎、体育館、校庭の一部有償貸付け				貸付		2.6
	和田中学校の敷地の一部を活用した保育所の整備				建設（事業者）	開設	2.1 （＊1）

注：平成28年度の検討の結果、平成29年度以降の取組は変更になる可能性があります。

(*1) P13を再掲

(*2) P18を再掲

具体的な取組		これまでの取組			これからの取組		財政効果 (億円)
		H26年度	H27年度	H28年度 (見込)	H29年度	H30年度	
旧永福南小学校の跡地活用	・校庭 特別養護老人ホーム等 (重度身体障害者支援施設 と併設) に転用		事業者 選定	設計 (事業者)	建設 (事業者)	開設	25.6 (*)
	・体育館及び校舎 永福体育館に転用(校舎 の一部は解体し、屋外運 動広場を整備)			設計	体育館改修 校舎解体 外構整備	開設	17.2
	・校舎東側跡地及び校庭の 一部 保育所に転用					設計・建設 (事業者)	
統合後の杉並第四小学校跡地の活用 策を検討				検討		方針決定	
統合後の杉並第八小学校跡地の活用 策を検討				検討		方針決定	

(*) P18を再掲



※平成27年度から小学校内でモデル事業として実施している放課後等居場所事業

(4) 児童館・学童クラブ等

施設の概要

設置目的		施設数	平均規模
児童青少年センター※		1	2,361.08㎡
児童館		40	約491㎡ (学童クラブ育成室除く)
学童 クラブ	児童館併設	37	約125㎡
	小学校内・ 単独設置	12	約178㎡
子ども・子育て プラザ		1	約808㎡

※：中・高校生を主な利用対象とする大型児童館（呼称：ゆう杉並）

施設の配置



5 再編整備の方向性と具体的な取組
(4) 児童館・学童クラブ等

課題と再編整備の方向性

近年、児童館では、乳幼児親子のための「ゆうキッズ」と小学生の学童クラブ利用が大幅に伸びる一方、中・高校生の利用は減少傾向にあるなど、利用状況が変化してきています。現在の児童館の施設で、こうしたニーズを踏まえた0歳から18歳までの児童を対象とした全ての機能・サービスを実施するためには、十分なスペースが確保できない等の課題があります。

また、平成24年8月に成立した、いわゆる「子ども・子育て関連3法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」では、区市町村が地域の実情に応じて、保育をはじめとする子育て支援サービスの利用相談・情報提供のほか、乳幼児親子が相互に交流を行う場、一時預かり事業、授業終了後に学校や児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブなどを実施することとされています。

こうした状況等を踏まえ、区では、児童館という施設にとらわれることなく、現在の児童館が果たしている機能・サービスを、身近な小学校や子ども・子育てプラザなどで継承し、充実・発展させる取組を段階的に進めていきます。

中・高校生の新たな居場所については、「中・高校生の新たな居場所づくり懇談会」の意見を踏まえた「基本的な考え方」(※)に基づき、検討します。

※中・高校生の新たな居場所づくりに関する基本的な考え方（概要）

- (1) 可能な限り駅に近い場所を基本に、地域バランス等を踏まえた必要数の設置を検討する。
- (2) 中・高校生が若者世代との交流を図りやすい環境づくりの視点も踏まえ、より効率的・効果的な整備・運営方法等を検討する。
- (3) 今後、新たな居場所づくりを進める中で、「ゆう杉並」の運営等についても必要な見直しを検討する。

具体的な取組

【学童クラブ及び小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施】

○学童クラブは小学校内での実施を基本とし、学校改築に合わせた整備や余裕教室、敷地の一部等の活用のほか、小学生の放課後等の居場所の機能などを移転した児童館施設や、学童クラブとして活用可能なスペースが小学校に近接する場所にある場合には、これらの活用などにより、児童の安全と今後の需要に応じた育成環境を確保します。平成28年度までに実施済の新泉学童クラブ・和泉学童クラブに加え、第一次実施プランでは下高井戸と成田西の2か所の学童クラブの移設を行うこととし、その後も引き続き段階的に移設を進めます。なお、それまでの間、学童クラブの需要増に対応するため、児童館施設の改修等により学童クラブ受け入れ数を拡大します。

- 小学生の放課後等居場所事業についても、小学校内で実施することとし、平成28年度までに6か所の小学校において、校庭や教室を活用し、学校支援本部等とも連携しながらモデルとなる取組を行いました。この結果を踏まえて、段階的に本格実施に移行することとし、第一次実施プランでは3校で実施していきます。今後は、子どもたちが安全に、より充実した環境で遊びと交流する場を創出するため、実施校数の拡大を図ります。

【乳幼児親子の居場所の整備と事業展開】

- 子育て支援サービス・事業を総合的・一体的に行う新たな地域子育て支援拠点として、保健センター内に平成27年度に開設した「子どもセンター」に加えて、児童館施設等を活用した「子ども・子育てプラザ」を7地域に2か所ずつ（計14か所）整備することとします。
- 子ども・子育てプラザは、「保育の利用手続きを除く子育て支援サービスの利用相談・情報提供事業」、「乳幼児親子の居場所事業」、「一時預かり事業」のほか、「地域の子育て支援団体の活動支援や関係団体等による子育てネットワークづくりの機能」を担うこととし、第一次実施プランでは、平成28年度中に開設する子ども・子育てプラザ和泉のほか、2か所の整備を行います。
- 乳幼児親子の居場所は、子ども・子育てプラザを中心に実施時間及びプログラムの拡充を図っていきます。また、引き続き小学校の通学区域単位を基本とした身近な場所で気軽に利用できるよう、地域コミュニティ施設等にも乳幼児親子の居場所となるスペースを確保するなど、区全体で現在と同規模の居場所を確保していきます。

【中・高校生の新たな居場所づくりの検討】

- 中・高校生の新たな居場所づくりについては、第一次実施プランでは、移転後の永福体育館跡地及び統合後の杉並第八小学校跡地で検討している、地域コミュニティ施設と図書館などの複合施設のスペースを活用することを視野に検討を進めます。

【再編後の児童館施設の活用】

- 下高井戸児童館については、学童クラブを高井戸第三小学校内に移設後、ゆうゆう下高井戸館を移転・複合化し、多世代が利用できる地域コミュニティ施設のモデルとなる取組を進めます。
- 下井草児童館については、平成29年度に廃止する下井草自転車集積所の跡地に桃五学童クラブを増設したうえで、平成31年度を目途に学童クラブを移設するとともに、小学生の放課後等居場所事業を桃井第五小学校で開始することにより、子ども・子育てプラザへの転用を図ります。
- その他の児童館施設については、当該施設周辺地域の区民のニーズや施設の老朽化の状況等を踏まえ、保育施設や地域コミュニティ施設への転用等、具体的な活用策を検討します。

実施スケジュール

具体的な取組	これまでの取組			これからの取組		財政効果 (億円)
	H26年度	H27年度	H28年度 (見込)	H29年度	H30年度	
学童クラブの小学校内での実施			← 実施 新泉和泉	実施 高井戸第三	実施 杉並第二	
小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施		← モデルとなる取組		← 実施 新泉和泉、高井戸第三、杉並第二	← 実施校拡大に向けた 学校関係者等との調整	
子ども・子育てプラザの整備			← 実施 和泉		実施 成田西 (仮称)天沼三丁目複合施設	
中・高校生の新たな居場所づくりの検討	←		検討		具体化	
下高井戸児童館にゆうゆう下高井戸館を移転				● 移転		
下井草自転車集積所廃止後の跡地を活用した桃五学童クラブの増設				設計 桃五学童クラブ	増設	
地域コミュニティ施設への転用等を検討	←		検討			



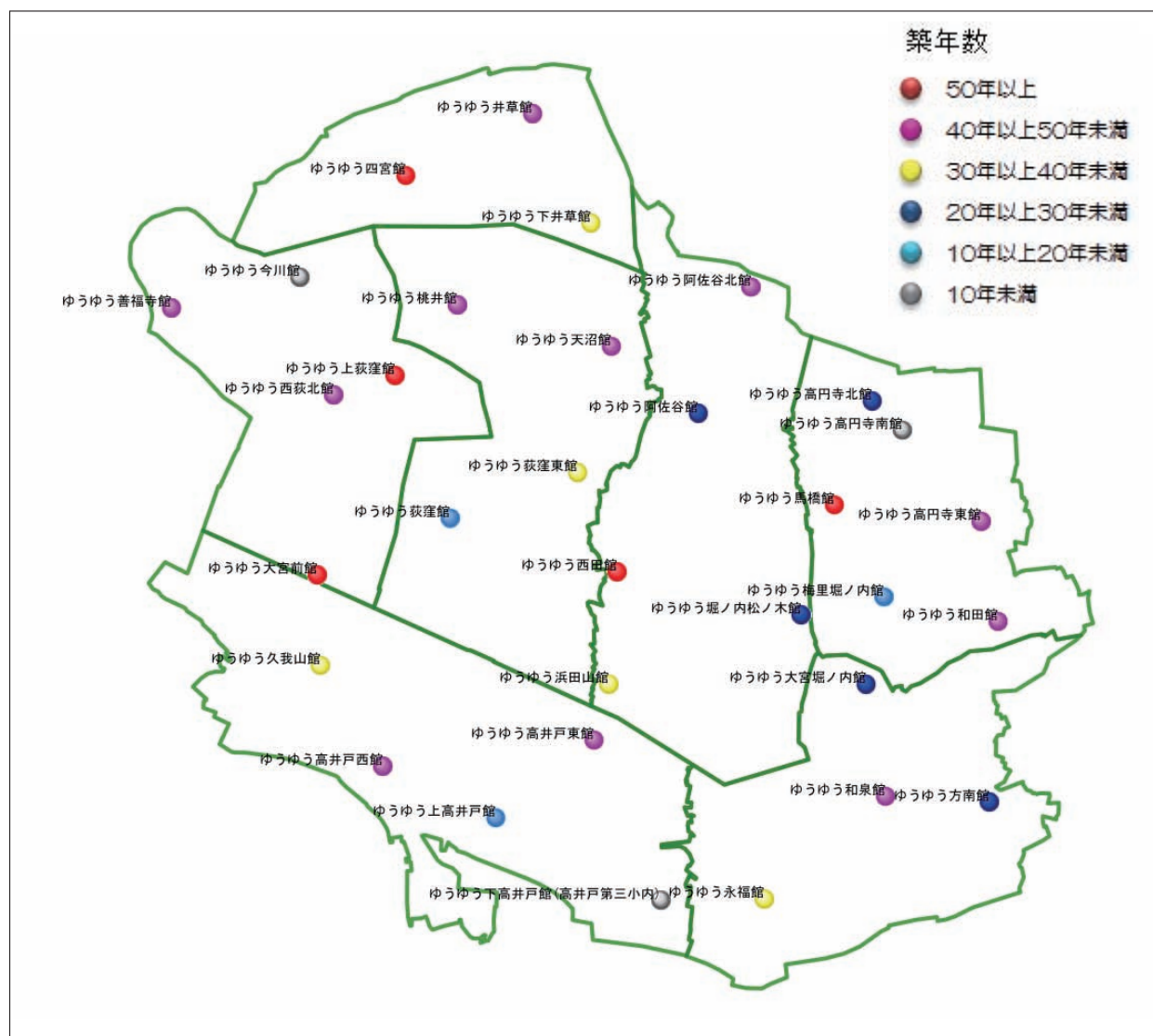
※平成28年度に杉並和泉学園内に整備した学童クラブ

(5) ゆうゆう館

施設の概要

設置目的	施設数	平均規模	平均利用率
60歳以上の区民の福祉増進を目的に、高齢者の健康増進、介護予防、教養向上、レクリエーション、いきがい活動支援、社会参加支援等の場として設置	32	258㎡	47.9%

施設の配置



課題と再編整備の方向性

ゆうゆう館は、平成18年度に前身の敬老会館から名称を改めるとともに、その位置付け、運営方法等の見直しを行い、「生涯現役を応援する地域拠点」として、NPO法人等との協働事業等に取り組んできました。

現在では年間利用者が延べ40万人を超えるとともに、ゆうゆう館利用の登録団体も倍増し、高齢者の社会参加や交流、いきがい活動の拠点としての機能と役割を果たしています。今後さらに高齢化が進展する中、身近な地域での活動の場の必要性は、大きくなるものと見込まれます。

一方で、高齢者専用施設としての特性から夜間の利用率が低いなど、施設の有効活用の視点からはさらなる工夫が求められます。また、13施設が築40年を超え、その多くが他の施設と併設しています。このため、老朽化への対応や併設施設の更新方針との調整が課題となっています。

こうした状況を踏まえ、身近な地域で高齢者が気軽に集まることができるゆうゆう館の機能と役割を継承しつつ、乳幼児を含む子どもから高齢者まで、多世代が利用できる地域コミュニティ施設への転用・再編整備を進めていきます。

地域コミュニティ施設については、第二次実施プラン（平成31～33年度）で計画化します。なお、第一次実施プランで、老朽改築等に伴い移転する施設については、移転先の施設でゆうゆう館事業の運営を継続するとともに、転用・再編整備に先行して、多世代が利用できる施設の実現に向けた地域コミュニティ施設のモデルとなる取組を行いながら検討を進め、第二次実施プランに反映していきます。

具体的な取組

【地域コミュニティ施設のモデルとなる取組の実施】

- ゆうゆう阿佐谷館では、モデルとなる取組として、多世代が参加できる講座・イベントの実施に加え、目的外使用について、高齢者の利用枠を確保したうえで、夜間のほか日中の利用も公共施設予約システム（さざんかねっと（※））で予約申込みができるようにするなど、利便性の向上を図っています。
- ゆうゆう馬橋館は、旧高円寺保健センター分室跡地に移転し、集会施設と複合化したうえで、モデルとなる取組を進めます。
- ゆうゆう下高井戸館は、学童クラブ移設後の下高井戸児童館内に移転し、児童館と複合化したうえで、モデルとなる取組を進めます。

※さざんかねっと

パソコンや携帯電話などのインターネット、電話または各施設に設置されているタッチパネル式パソコンを使って、施設の予約や抽選申込み、施設の空き情報が確認できるシステム。

実施スケジュール

具体的な取組		これまでの取組			これからの取組		財政効果 (億円)
		H26年度	H27年度	H28年度 (見込)	H29年度	H30年度	
老朽併設施 設の改築等 に伴う移転	・ ゆうゆう阿佐谷館 (産業商工会館併設)	● 移転 (旧阿佐谷区民事務所・会議室)					3.5
	・ ゆうゆう馬橋館 (馬橋保育園併設)		← 設計	← 建設	● 移転 (旧高円寺保健センター分室)		1.2
	・ ゆうゆう下高井戸館 (下高井戸保育園併設)	● 移転 (高井戸第三小学校敷地内)			● 移転 (下高井戸児童館内)		
地域コミュニティ施設への転用を検討				検討			



※平成29年9月開設予定のゆうゆう馬橋館（（仮称）馬橋複合施設）完成予想図

(6) 集会施設

施設の概要

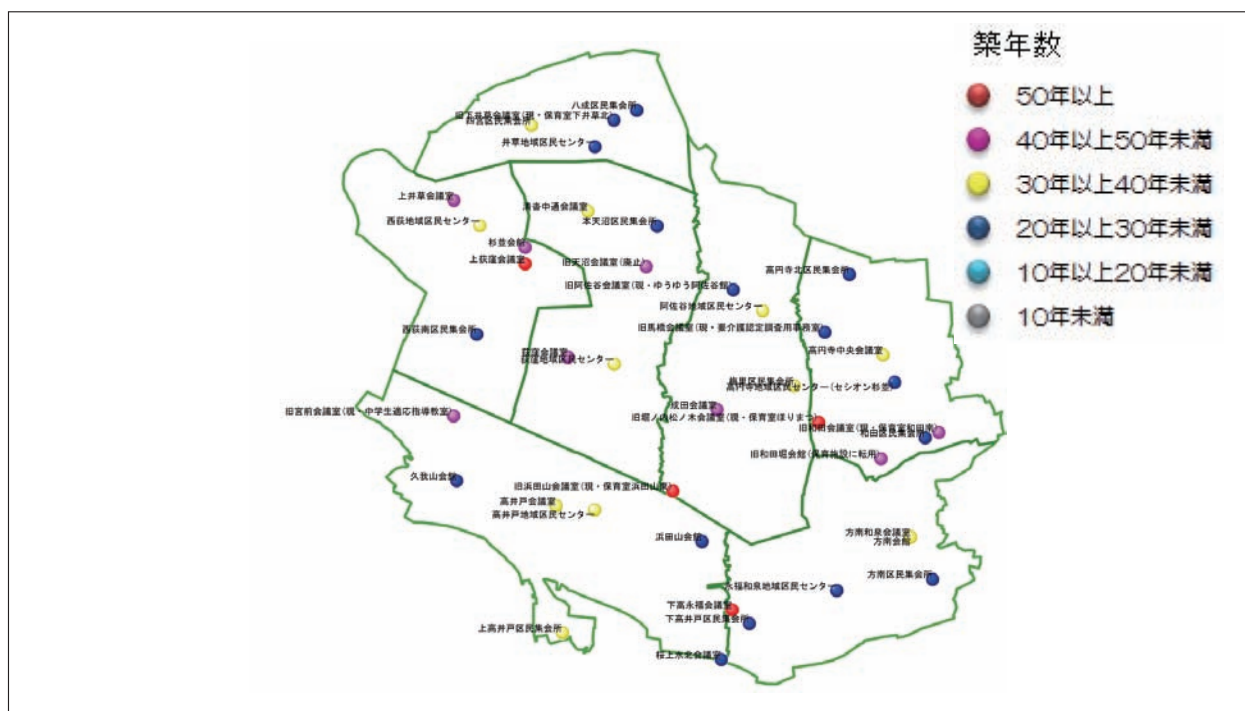
	設置目的	施設数	平均規模	平均利用率
地域区民センター	区民相互の交流や活動によりコミュニティの形成を図る地域の集会施設	7	3,651㎡	66.8%
区民集会所		10	461㎡	59.1%
区民会館	小規模なホールを備えた集会施設	3	788㎡	55.2%
区民事務所 会議室	出張所（※）の廃止後、会議室部分を、町会や青少年育成委員会等の地域団体の活動の場として、さらに、趣味の活動の場として提供	10	275㎡	57.5%
杉並会館	宴会室やアニメーションミュージアムを有する集会施設	1	3,598㎡	45.6%

※出張所：昭和22年に各種届出や証明書類の発行などの窓口や地域団体との窓口として、17か所を設置。平成13年に廃止し、地域ごとの区民事務所を設置した。

(参考) 地域区民センター・区民集会所・区民会館の地域毎の平均利用率

井草	西荻	荻窪	阿佐谷	高円寺	高井戸	方南和泉
50.2%	68.3%	67.3%	77.7%	63.5%	66.4%	59.3%

施設の配置



課題と再編整備の方向性

地域には、地域区民センター、区民集会所や区民会館があり、区民相互の交流や趣味の活動など様々なコミュニティ活動の場として活用されています。しかし、これらの施設の利用率は平均して60%台となっています。今後は利用状況や利用ニーズを踏まえ、施設の規模や機能を見直し、施設の有効活用を図る必要があります。

区民集会所、区民会館、ゆうゆう館、一部の児童館を対象として再編整備する地域コミュニティ施設は、地域団体等による世代間交流のほか、区民の文化活動やその発表の場としての活用も視野に入れ、転用する施設の規模等に応じて、第二次実施プラン（平成31～33年度）で計画化していきます。（P66参照）

区民事務所会議室は、旧出張所が地域団体への支援を行っていた経緯から、町会や青少年育成委員会等の活動の場として活用するとともに、施設の有効活用の観点から、趣味・学習活動の場としても貸出を行っています。しかし、全体の半数（5施設）が築40年を超え、老朽化が進んでおり、バリアフリー化も図られていません。また、その多く（9施設）が他の施設と併設していることから、老朽化への対応や、併設施設の更新方針との調整が課題となっています。こうした状況を踏まえ、町会や青少年育成委員会等の活動を継承するための代替施設を確保したうえで、段階的に廃止します。

具体的な取組

【地域コミュニティ施設への転用・再編整備の検討】

○地域コミュニティ施設は、区民集会所などの既存施設を転用することを基本とし、施設が小規模であるなど転用に適当な既存施設がない地域では、図書館など他の施設との複合化等による整備も検討していきます。

【杉並第一小学校の改築に合わせた近隣施設の移転・複合化】

○阿佐谷地域区民センター及び産業商工会館は、集会関連機能を集約することを基本に展示機能の移転も含め、杉並第一小学校の老朽改築に合わせて、移転・複合化による整備を図ります。移転・複合化後の施設は、多世代の人々が集い交流する阿佐谷地域の新たな学びと交流・文化の拠点として、地域の活性化と区内産業の発展、まちの文化の振興を図ります。

※この取組については、杉並第一小学校近隣の病院の移転・建替え計画が明らかになったことを受け、現在の病院用地への学校の移転・改築の可能性と、阿佐谷地域区民センター及び産業商工会館の整備のあり方について、平成28年度末までに検討することとします。

○阿佐谷地域区民センター及び減築改修を行った産業商工会館は、移転までの間、現在の施設で運営を継続します。

【廃止後の区民事務所会議室の有効活用】

○区民事務所会議室は、町会や青少年育成委員会等の地域団体の活動が実施できる代替施設を確保し、段階的に廃止を検討・実施していきます。

- ・下高永福会議室については、建物が老朽化しているため解体し、保育所を整備します。
- ・清沓中通会議室については、会議室廃止後、建物を改修し、保育所へ転用します。

【杉並会館の機能移転の検討】

○杉並会館は築49年を超えていますが、平成27年度に耐震補強工事を実施したことから、当面、継続して利用します。レセプション機能の今後の移転先については、規模の大きな式典・懇親会等の開催場所に対する区民ニーズ等を踏まえながら、区の中央に近い交通利便性の良い立地場所を視野に検討を継続します。また、アニメーションミュージアムは、地域のにぎわいや経済活性化を期待できる観光資源です。経済活性化などの効果をより高めるために、立地や施設規模等を総合的に判断し、引き続き移転場所を検討します。

【地域区民センターの大規模改修】

○西荻地域区民センター（勤労福祉会館併設）は、大規模改修により必要な保全を行うとともに、より使いやすい施設とするため機能の見直しと利便性の向上を図ります。

実施スケジュール

具体的な取組		これまでの取組			これからの取組		財政効果 (億円)
		H26年度	H27年度	H28年度 (見込)	H29年度	H30年度	
地域コミュニティ施設への転用を検討				検討			
杉並第一小学校の改築に合わせた、阿佐谷地域区民センター、産業商工会館の移転・複合化（注）		検討・調査		検討	設計		
杉並会館のレセプション機能とアニメーションミュージアムの移転先検討		あり方検討	耐震補強		検討		
和田堀会館の廃止				廃止	改修 転用 (保育施設)		0.8
廃止後の区民事務所会議室の有効活用	・阿佐谷会議室 ゆうゆう館に転用		廃止・転用（ゆうゆう阿佐谷館）				3.5 (*)
	・宮前会議室 適応指導教室に転用	(適応指導教室) 設計	改修 開設				2.3
	・天沼会議室		廃止				2.9
	・下高永福会議室 保育所に転用				廃止	解体 建設 (事業者)	
	・清沓中通会議室 保育所に転用					廃止	
	・その他の会議室			検討・実施			
西荻地域区民センター（勤労福祉会館併設）の大規模改修					検討	設計	

注：平成28年度の検討の結果、平成29年度以降の取組は変更になる可能性があります。

(*) P31を再掲

(7) 文化・教育施設

施設の概要

設置目的		施設数	平均規模
図書館※	図書、記録その他必要な資料を収集・整理・保存して区民の利用に供し、教養、調査研究等に資することを目的として設置	13	1,496㎡
科学館	※平成28年3月末廃止	—	—
環境活動推進センター (旧環境情報館)	環境や省エネルギー、リサイクルなどに関する情報の収集・提供や活動団体への支援、講座・講習会の開催などの事業を行うことにより、区民一人ひとりの環境に配慮した行動を推進することを目的として設置	1	378㎡

※:中央図書館及び地域図書館を指す。このほかに、図書館サービスを補完する施設として図書サービスコーナー（3か所）、ふれあい図書室（1か所）を設置。また、類似施設として、地域区民センター内に図書室（1か所）を設置。

施設の配置



課題と再編整備の方向性

(図書館等)

「7地域14館（1地域あたり2館）」構想に基づき整備してきましたが、高円寺地域の2館目となる図書館整備が課題となっています。

一方、既存の13館のうち、中央図書館については設備等の老朽化により、改修工事が必要となっており、永福・柿木・高円寺・宮前の4館についても、老朽化への対応が課題となっています。

また、図書館における蔵書規模について、図書資料の状態や利用状況等を踏まえ、計画的に適正化を進めることで「学びの場」の充実と省スペース化を図り、今後の図書館の改築等にも適切に対応していく必要があります。

今後の改築等に当たっては、図書館としての必要な機能を確保しながら、地域コミュニティ施設等との複合化・多機能化などを進めることにより、施設全体の規模のスリム化とともに、杉並区立図書館サービス基本方針（※）に掲げる図書館像の具体化を図ります。

※杉並区立図書館サービス基本方針（平成25年3月策定）

図書館を取り巻く状況が大きく変化する中、時代のニーズを的確に反映し、図書館サービスの向上を図るため、今後10年間の図書館の羅針盤として、望ましい図書館サービスのあり方とその実現に向けた取組の方向性を示した。今後、目指すべき図書館像として、「学びの場」、「知の共同体」、「楽しい交流空間」としての図書館を掲げている。

(旧科学館)

科学館は築45年以上が経過し、施設・設備の老朽化が著しいことから、学校教育部門の機能は済美教育センターに、生涯学習部門の機能は社会教育センターに移転したうえで、平成28年3月末をもって廃止しました。

今後は、平成27年度から社会教育センター及び済美教育センターにおいて実施している「出前型・ネットワーク型」の科学教育事業の更なる充実を図ります。加えて、こうした事業展開を一層効果的・総合的に進める観点から、区民・団体等の交流・相談機能や最新の科学情報に関するライブラリー・学習機能等を備えた「次世代型科学教育の新たな拠点」について、統合後の杉並第四小学校跡地での整備を視野に検討を進めていきます。

旧科学館の跡地については、特別養護老人ホーム等を整備します。

具体的な取組

(図書館等)

【高円寺地域の新たな図書館等の検討】

○高円寺地域の2館目となる図書館については、地域住民の利便性の向上を図る観点から、高円寺駅前図書サービスコーナー、和田図書サービスコーナー及び馬橋ふれあい図書室の見直しと合わせ、引き続き整備候補地等の検討を進めます。

【老朽化した図書館の改修、移転・改築】

- 中央図書館は、設備等の老朽化に伴い、大規模改修により必要な保全を行うとともに、図書館機能・サービスの充実を図ります。
- 永福図書館は、永福体育館が旧永福南小学校へ移転した後、同跡地へ移転・改築し、地域コミュニティ施設及び保育所との複合施設として整備します。
- 高円寺図書館は、地域コミュニティ施設などとの複合化を基本に、統合後の杉並第八小学校の跡地へ移転・改築するための検討を進めます。
- 柿木・宮前図書館については、今後の改築に向け、他施設との複合化・多機能化を図るなど、図書館サービスの更なる向上等に資する図書館づくりに向けた検討を進めます。

(旧科学館)

【次世代型科学教育の新たな拠点の検討】

○次世代型科学教育の新たな拠点は、統合後の杉並第四小学校跡地での整備を視野に、科学教育団体等との意見交換などを行いながら検討を進めます。

【旧科学館跡地の活用】

○廃止後の科学館の跡地については、地域交流スペースを含む特別養護老人ホーム（小規模多機能型居宅介護施設との併設）を整備します。

実施スケジュール

(図書館等)

具体的な取組	これまでの取組			これからの取組		財政効果 (億円)
	H26年度	H27年度	H28年度 (見込)	H29年度	H30年度	
高円寺地域の新たな図書館に関する検討			← 検討 →			
中央図書館の大規模改修			← 検討 →	設計		
永福図書館の移転・改築		← 検討 →		設計		
高円寺図書館の移転・改築		← 検討 →			杉八小 跡地活用方針決定	
柿木・宮前図書館の改築に向けた検討		← 検討 →				
永福和泉区民事務所桜上水北分室の廃止に伴う、同施設への桜上水北図書サービスコーナーの新設		● 開設				0.6

(旧科学館)

具体的な取組	これまでの取組			これからの取組		財政効果 (億円)
	H26年度	H27年度	H28年度 (見込)	H29年度	H30年度	
次世代型科学教育の新たな拠点の検討		← 検討 →			杉四小 跡地活用方針決定	
科学館の廃止及び跡地の活用による特別養護老人ホーム等の整備	検討	● 廃止	解体・ 事業者選定	設計 (事業者)	建設 (事業者)	
					● 開設	35.2 (*)

(*) P18を再掲

5 再編整備の方向性と具体的な取組
(7) 文化・教育施設

(8) 体育施設

施設の概要

施設種別	施設数	平均規模	平均利用率
体育館	6	3,082㎡	90.1%
運動場	12	538㎡※	88.2%
プール	5（屋内4、屋外1）	1,591㎡	—

※：運動場の平均規模は体育用建物がある施設の平均値

施設の配置



課題と再編整備の方向性

体育施設は、地域体育館6館、運動場12所、プール5所（屋内4、屋外1）があり、ほとんどの施設が稼働率90%程度となっています。築40年以上が経過している永福体育館については、旧永福南小学校跡地の既存建物を改修し、移転することとします。

また、和田堀公園プールは、築50年を迎え施設が老朽化していることから更新を検討してきましたが、詳細な調査検討を行った結果、今後10年程度は利用が可能であることが判明したため、当面、現施設を利用していきます。

具体的な取組

【学校跡地を活用した体育館の移転等及び跡地活用】

- 老朽化した永福体育館については、旧永福南小学校を移転先とし、校舎西側（体育館含む）を改修するとともに、校舎東側解体・撤去後の用地を活用します。移転後の同体育館では、新たな機能として、トレーニングルーム及び会議室等を設置し、合わせて、ビーチスポーツや多世代にわたる健康増進事業等に活用できる屋外運動広場（ビーチコート）を整備します。
- 移転後の永福体育館跡地については、保育所のほか、移転改築する永福図書館と、地域コミュニティ施設との複合施設を整備することにより、杉並区立図書館サービス基本方針（※）に掲げる「楽しい交流空間」等の実現を図ります。この複合施設では、乳幼児親子の居場所となるスペースの設置や、中・高校生の居場所としての活用も検討します。

※杉並区立図書館サービス基本方針については、P37参照。

【プール廃止後の公園用地を活用した仮設校舎の設置】

- 阿佐谷けやき公園プール及び阿佐谷けやき公園を廃止し、その用地を杉並第一小学校等複合施設建設に伴う仮設校舎建設用地として活用します。
- ※この取組は、杉並第一小学校の移転・改築の検討と合わせて、平成28年度末まで検討することとします（P21「老朽改築に伴う近隣施設との複合化」参照）。

実施スケジュール

具体的な取組	これまでの取組			これからの取組		財政効果 (億円)
	H26年度	H27年度	H28年度 (見込)	H29年度	H30年度	
旧永福南小学校体育館を活用した永福体育館の移転			設計	改修	開設	17.2 (*1)
永福体育館跡地の有効活用策検討	検討			設計・解体		
阿佐谷けやき公園プール廃止後の公園用地を活用した仮設校舎の設置			公園 廃止 プール 廃止	建設（仮設校舎）		
旧大宮前体育館移転後の跡地を保育所と認知症高齢者グループホーム等に転用	解体・事業者 選定	設計 (事業者)	建設 (事業者)	開設（保育所） 開設（高齢者GH）		13.0 (*2)

(*1) P24を再掲

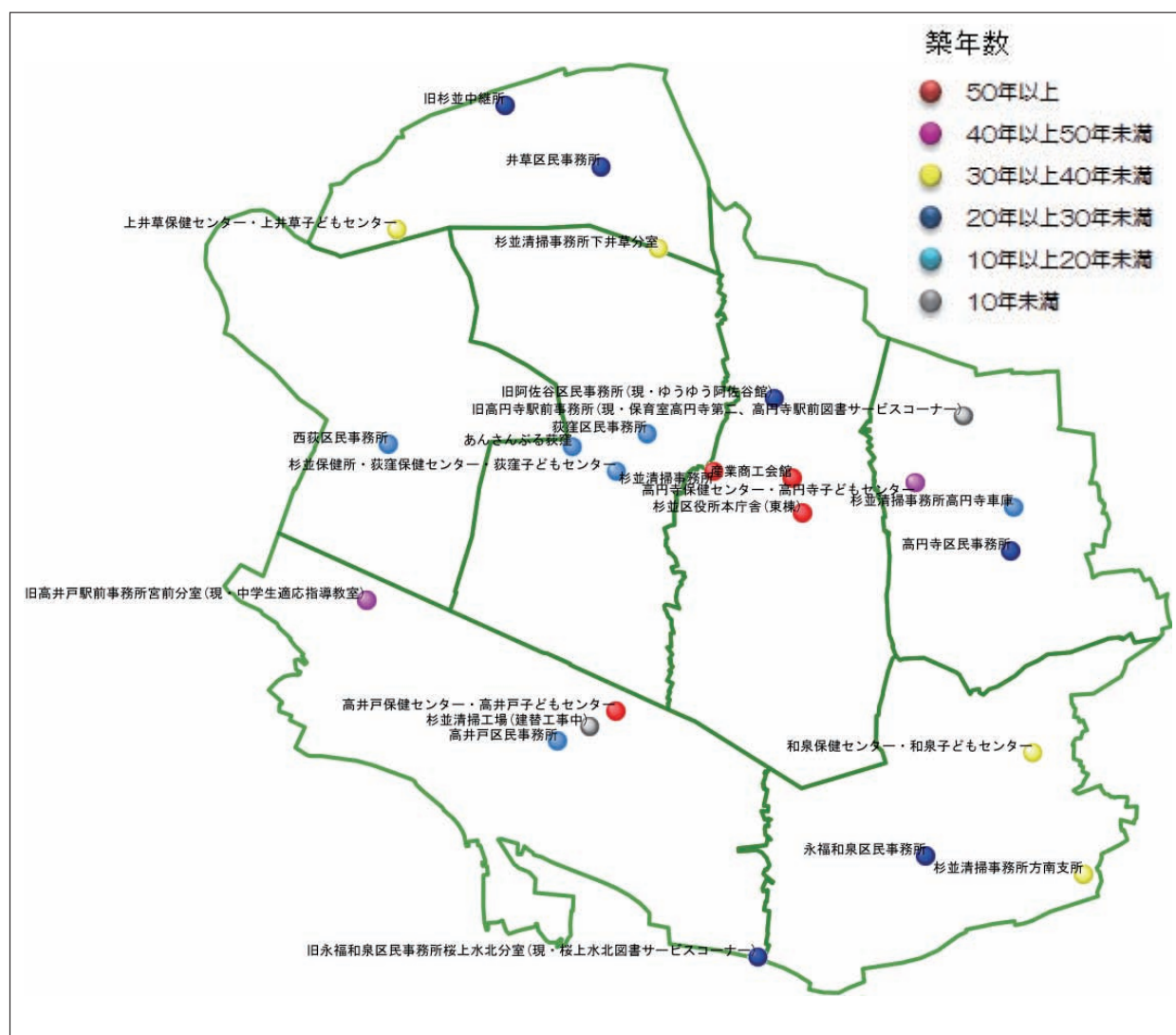
(*2) P13とP19を再掲

(9) 庁舎等

施設の概要

設置目的	施設数	平均規模
(本庁舎) 区の行政の拠点として行政サービスを総合的に提供	1	37,996㎡
(区民事務所) 各種届出や証明書類の発行などの窓口として、6か所の区民事務所を設置	6	181㎡
(保健センター) 地域の保健活動の拠点として、身近な保健サービスを総合的に実施し、区民の健康の保持及び増進を図るため、地域保健法に基づき設置	5	930㎡
(子どもセンター) 身近な地域の子育て拠点として、保育の利用手続きを含む子育て支援サービスの利用相談・情報提供を実施する窓口を保健センター内に設置		
(杉並清掃事務所等) 杉並区が行う一般廃棄物の収集・運搬業務等の拠点として、杉並清掃事務所、同方南支所、同下井草分室、同高円寺車庫を設置	4	1,431㎡
(旧杉並中継所) ※不燃ごみの中継施設としては、平成21年3月末廃止	—	—
(産業商工会館) 杉並区における産業の振興発展を図る施設として設置	1	1,070㎡
(あんさんぶる荻窪) 杉並福祉事務所、消費者センター、荻窪北児童館、就労支援センター、社会福祉協議会等の複合施設	1	6,980㎡

施設の配置



課題と再編整備の方向性

(本庁舎)

区役所本庁舎の東棟は、昭和38年に竣工、昭和45年に6・7階を増築し、平成5年に耐震補強を行っています。東棟は築53年を経過し、設備も老朽化しており、改築に向けた検討を進めます。

(保健センター)

和泉保健センターは、バリアフリー基本構想の重点整備地区内にあるため、高齢者や障害者、妊産婦など誰もが利用しやすい施設づくりを進めるバリアフリー基本構想に則した整備を進めます。

(杉並清掃事務所)

築50年を経過し、老朽化と耐震性に課題があります。平成12年度に東京都から清掃事業の移管があり、区に施設が移管されましたが、移管時の条件から20年間は清掃事業以外の用途で活用できない制約があります。平成32年度には、他の用途にも活用できるようになることから改築を計画していましたが、災害発生時に機能が停止しないよう、早期に対応を図る必要性があることと、財政負担の平準化を考慮して、速やかに耐震補強工事を行うこととしました。今後、施設の改築については、将来を見据えた清掃施設全体のあり方を整理する中で、改めて検討をすることとします。

(旧杉並中継所)

旧杉並中継所は、小型プレス車で収集した不燃ごみを効率的に最終処分場に輸送するための大型車両への積み替えを行う施設として使われていましたが、不燃ごみが大幅に減少したことなどから、平成21年3月末で廃止となりました。杉並清掃事務所と同様、平成12年度の東京都からの施設移管後、20年間は清掃事業以外の用途で活用することができないこととされていますが、保育の待機児童を解消するため、都から特別に用途変更が認められ、敷地の一部に保育所を整備することとしました。また、平成32年度には他の用途にも活用できるようになることから、区立施設全体を俯瞰し、区民の意見を聞きながら、将来を見据えた区民生活の向上に寄与する有効な活用策を検討していきます。

(産業商工会館)

産業商工会館は、老朽化、耐震性の不足に加え、バリアフリー化も図られていないことから、杉並第一小学校の老朽改築に合わせて、阿佐谷地域区民センター及び産業商工会館の集会関連機能を集約することを基本に、展示場機能も含めて、移転・複合化を図ります。

(あんさんぶる荻窪)

平成30年度に行うあんさんぶる荻窪と荻窪税務署等用地との財産交換契約に向けて、国と連携しながら手続きを進めていきます。交換によって得た用地に整備する（仮称）天沼三丁目複合施設は、荻窪北児童館の機能や自転車駐車場等を除き、あんさんぶる荻窪の機能を継承するとともに、ショートステイを含む200床程度の大規模な特別養護老人ホーム等を整備し、相互の機能が連携することで区民福祉の向上を図ります。

具体的な取組

(本庁舎)

【本庁舎東棟改築の検討】

○中長期修繕計画に基づき、計画的な保全を進めるとともに、建物の現状や課題、周辺の官公庁の状況などを踏まえ、周辺のまちづくりや新たな庁舎に求められる機能や規模など様々な角度から検討を進めていきます。

(保健センター)

【和泉保健センターのバリアフリー化】

○和泉保健センターは、バリアフリー化のための改築工事を行うこととしていましたが、築年数も浅く建物を有効活用する観点から、エレベーターの設置等による改修に変更します。また、バリアフリー化に合わせて施設のレイアウト等を見直し、機能の拡充を図ります。

(杉並清掃事務所)

【杉並清掃事務所の耐震化】

○廃棄物収集運搬の拠点である清掃事務所の機能が災害発生時に停止しないように、耐震補強工事に速やかに着手し既存の建物を引き続き活用します。これにより、方南支所の移転に合わせて検討を予定していた障害者（児）施設への転用についても当面見送ることとし、清掃施設全体のあり方の整理の時期と合わせて改めて検討します。

(旧杉並中継所)

【旧杉並中継所の有効活用策検討】

○建物の現状と施設を活用する際の課題について調査・研究を行い、その結果を受けて平成32年度以降の施設の有効活用策について検討していきます。

(産業商工会館)

【杉並第一小学校の改築に合わせた産業商工会館の移転・複合化】

○杉並第一小学校の老朽改築に合わせて、阿佐谷地域区民センターとともに集会関連機能を集約することを基本に、展示場機能も含めて、にぎわいと商機を創出する産業振興の拠点として、移転・複合化を図ります。なお、耐震性の確保のために減築改修工事を行った現施設は、移転するまでの間、展示室や集会室等の利用を継続します。

※この取組については、杉並第一小学校近隣の病院の移転・建替え計画が明らかになったことを受け、現在の病院用地への学校の移転・改築の可能性と、阿佐谷地域区民センター及び産業商工会館の整備のあり方について、平成28年度末までに検討することとします。

(あんさんぶる荻窪)

【国との財産交換による（仮称）天沼三丁目複合施設の整備】

- 国との財産交換により取得する6,300㎡を超える大規模用地である荻窪税務署等用地を一体的に活用し、特別養護老人ホーム棟と複合施設棟からなる「（仮称）天沼三丁目複合施設」を整備することで、若者や現役世代を含め「誰もが気軽に利用できる区民の福祉と暮らしのサポート拠点」としていきます。「複合施設棟」では、あんさんぶる荻窪から継承する機能についても、効果的な配置やスペースを工夫することで利便性の向上を図るとともに、「子ども・子育てプラザ」や「集会室」、在宅で療養・介護を受けている高齢者や障害者（児）等を支援する機能などを新たに加え、平成33年度に整備予定の特別養護老人ホーム棟と連携して、区民福祉の向上を図っていきます。（※詳しくは、P 64参照）
- 現在あんさんぶる荻窪内にある施設のうち、荻窪北児童館の機能・役割は、基本的に桃井第二小学校及び杉並保健所内に必要なスペース等を確保・整備して、継承・充実を図ります。合わせて、桃井第二小学校内には、近隣の保育園児等が利用できる小規模な遊び場や地域住民の集会・交流スペースも整備します。
- 国との財産交換後においても、荻窪南第二自転車駐車場及び地域の防災倉庫については、現在地で存続していきます。



※「複合施設棟」完成予想図

実施スケジュール

(本庁舎)

具体的な取組	これまでの取組			これからの取組		財政効果 (億円)
	H26年度	H27年度	H28年度 (見込)	H29年度	H30年度	
本庁舎東棟改築の検討			←	検討		

(区民事務所)

具体的な取組	これまでの取組			これからの取組		財政効果 (億円)
	H26年度	H27年度	H28年度 (見込)	H29年度	H30年度	
区民事務所、 旧駅前事務 所の転用	高井戸駅前事務所宮前分室 跡地を適応指導教室に転用 検討 (適応指導教室) 設計 改修 開設					2.3 (*1)
		● 転用				0.6 (*2)
		● 転用				3.5 (*3)

(*1) P35を再掲

(*2) P39を再掲

(*3) P31とP35を再掲

(保健センター)

具体的な取組	これまでの取組			これからの取組		財政効果 (億円)
	H26年度	H27年度	H28年度 (見込)	H29年度	H30年度	
和泉保健センターの改修		調査		設計	改修	

(杉並清掃事務所)

具体的な取組	これまでの取組			これからの取組		財政効果 (億円)
	H26年度	H27年度	H28年度 (見込)	H29年度	H30年度	
杉並清掃事務所の耐震改修				設計	耐震 改修	

(旧杉並中継所)

具体的な取組	これまでの取組			これからの取組		財政効果 (億円)
	H26年度	H27年度	H28年度 (見込)	H29年度	H30年度	
旧杉並中継所の活用の検討			←	調査・検討	→	

(産業商工会館)

具体的な取組	これまでの取組			これからの取組		財政効果 (億円)
	H26年度	H27年度	H28年度 (見込)	H29年度	H30年度	
杉並第一小学校の改築に合わせた、阿佐谷地域区民センター、産業商工会館の移転・複合化（注）	←	検討・調査	←	設計	→	
			検討			

注：平成28年度の検討の結果、平成29年度以降の取組は変更になる可能性があります。

(あんさんぶる荻窪)

具体的な取組	これまでの取組			これからの取組		財政効果 (億円)
	H26年度	H27年度	H28年度 (見込)	H29年度	H30年度	
荻窪税務署等用地とあんさんぶる荻窪との財産交換契約	● 覚書締結				● 交換契約	
国との財産交換による (仮称)天沼三丁目複合施設の整備						
あんさんぶる荻窪内の施設の移転						
・荻窪北児童館の機能・役割は基本的に桃井第二小学校、杉並保健所内へ移転	←	検討	設計	建設	開設	
・荻窪北児童館以外の施設は(仮称)天沼三丁目複合施設棟に移転						
荻窪税務署等用地の活用による特色のある特別養護老人ホーム等の整備	←		検討	事業者選定	設計(事業者)	

(10) 障害者(児)施設

施設の概要

設置目的	
(障害者(児)通所施設等) 障害者総合支援法に基づく身体障害者・知的障害者の生活介護・自立訓練等や心身に障害のある児童の自立のために必要な相談・指導及び訓練の実施を目的として設置 (障害者福祉会館等) 障害者福祉の増進を目的として設置	
	施設数
通所施設等	5
障害者福祉会館等	4

施設の配置



※：施設の概要では、すぎのき生活園は、すぎのき棟とけやき棟を合わせて1施設として集計

課題と再編整備の方向性

通所施設については、定員を超える通所希望があることや将来的な需要の増加、また、障害者に関する法律改正の趣旨などを踏まえ、障害者（児）が地域で安心して生活できるための施設等を引き続き整備していく必要があります。

こうした需要増等に対応するため、今後の障害者（児）施設の整備については、民間事業者を中心として推進していきますが、区立施設の再編整備によって生み出された施設や用地を活用し、民間事業者による整備を支援していきます。

具体的な取組

【区立施設の跡地活用による障害者施設の整備】

- 旧永福南小学校跡地の一部を活用して重度身体障害者支援施設（※）等を整備します（特別養護老人ホームとの併設）。
- 杉並清掃事務所方南支所の移転に合わせて、その跡地の障害者施設への転用を検討していましたが、杉並清掃事務所の改築計画を耐震補強工事へ変更したことに伴い、当面転用を見送ることとし、清掃施設全体のあり方の整理の時期に合わせて改めて検討します。

※障害者支援施設

入所者への夜間の障害福祉サービス（入浴、排せつ及び食事等の介護などを行う施設入所支援）及び入所者又は通所者への昼間の障害福祉サービス（生活介護、自立訓練など）を合わせて提供する施設です。

実施スケジュール

具体的な取組	これまでの取組			これからの取組		財政効果 (億円)
	H26年度	H27年度	H28年度 (見込)	H29年度	H30年度	
旧永福南小学校跡地における重度身体障害者支援施設等の整備		事業者選定	設計（事業者）	建設（事業者）	開設	25.6 (※1)
旧若杉小学校跡地における重症心身障害児通所施設の整備		開設				1.1 (※2)

(※1) P18とP24を再掲

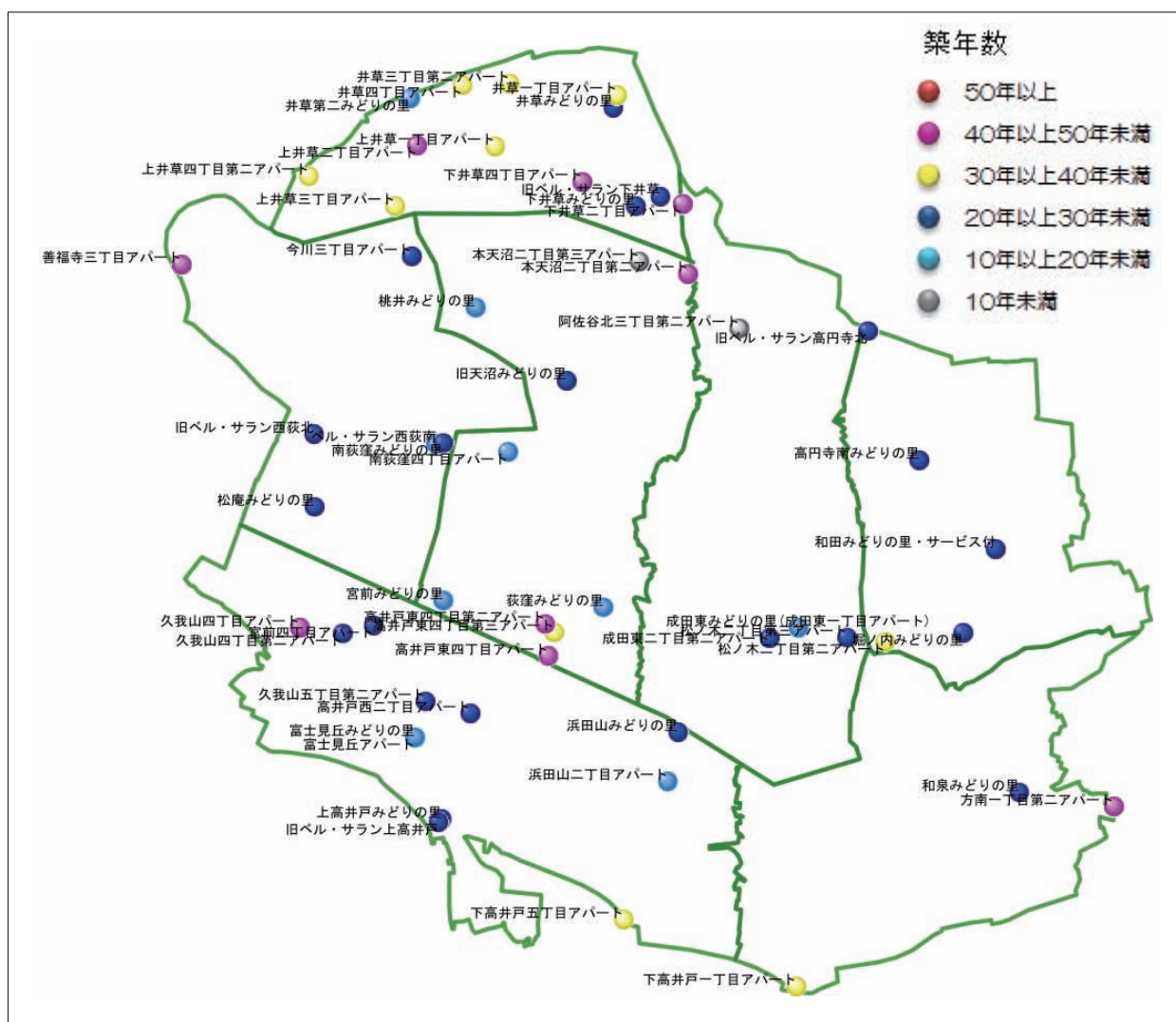
(※2) P23を再掲

(11) 公共住宅

施設の概要

設置目的	施設規模
(区営住宅（アパート）) 住宅に困窮している低所得の区民を入居対象として設置	32団地 (944戸)
(高齢者住宅（みどりの里）) 住宅に困窮している低所得の区民のうち、65歳以上の方を入居対象として設置	14団地 (353戸)
(区民住宅（ベル・サラン）) 一定の所得基準の範囲内にある中堅所得世帯で、18歳未満の子どもが一人以上いる子育て世帯の区民を入居対象に設置	1団地 (12戸)

施設の配置



課題と再編整備の方向性

公共住宅は、区立施設の中で学校施設に次ぐ規模を占めており、改築改修経費や維持管理経費の負担軽減等が課題となっています。

区営住宅は、比較的築年数の浅いものが多い状況ですが、今後は、老朽化に対応した計画的な維持補修や改修等による長寿命化を図り、更新コストの削減と財政負担の平準化を行っていきます。また、将来の更新時期を見据え、民間の住宅ストックの活用や建替時における他施設との併設等、効率的・効果的な施設整備のあり方を検討していきます。

区民住宅（ベル・サラン）は、区内の民間賃貸住宅が同程度の家賃で供給されていることから、段階的に廃止します。

具体的な取組

【区営住宅の駐車場貸出による有効活用】

○駐車場の地域住民への貸出など区営住宅施設の有効活用を図ります。

【区営住宅の維持補修による長寿命化】

○区営住宅の計画的な維持補修等により長寿命化を図ります。

【区民住宅の廃止・売却】

○区民住宅（ベル・サラン）は、平成28年5月に高円寺北を廃止し、同住宅で区が所有する6戸を売却しました。さらに、平成28年度中に上高井戸を、平成29年度に西荻南を廃止する予定です。

実施スケジュール

具体的な取組	これまでの取組			これからの取組		財政効果 (億円)
	H26年度	H27年度	H28年度 (見込)	H29年度	H30年度	
駐車場の貸し出しなど区営住宅施設の有効活用			実施			0.7
区営住宅の計画的な維持補修等による長寿命化			実施			
区民住宅（5団地）の順次廃止と区所有の6戸売却	2団地廃止		2団地廃止 6戸売却	1団地廃止		14.6

(12) 自転車駐車場・集積所

施設の概要

設置目的		
駅周辺への自転車の放置防止と、交通や防災上の安全性や都市美観の向上など良好な生活環境を確保することを目的に設置		
	施設数	平均利用（稼働）率
自転車駐車場	41	78.0%
自転車集積所	6	60.5%

施設の配置



課題と再編整備の方向性

有料自転車駐車場については、民間自転車駐車場の整備状況を考慮しつつ、利用率が低い地域の施設規模を適正化し、合わせて管理体制の見直しを図ることで運営の効率化を図ります。

撤去した放置自転車を保管するための自転車集積所は、撤去台数や放置台数の動向に応じた規模の適正化を図っていきます。

具体的な取組

【自転車駐車場の規模の適正化等】

○民間自転車駐車場が整備された下井草駅周辺の利用率の低い自転車駐車場の規模の適正化及び管理体制の見直しを平成29年4月から実施します。

【自転車集積所の再編整備】

○自転車の返還率が下がらないよう、駅からの距離や交通手段などに配慮しつつ、都との交渉を通じ、未利用都有地の活用を前提に、次のとおり自転車集積所の再編整備を進めます。

- ・下井草自転車集積所は、平成28年度に縮小した後、平成29年度中に廃止します。縮小後の用地を活用し、中学生以下の子どもがボール遊びができる球戯場を整備します。また、自転車集積所の廃止後には、今後の需要増に対応するため用地を活用して桃五学童クラブの増設等を図ります。
- ・宮前自転車集積所は、用地の一部を民間事業者による保育所整備・運用に活用していくこととしましたが、残りの用地についても廃止することとし、跡地の活用方法を検討します。

実施スケジュール

具体的な取組		これまでの取組			これからの取組		財政効果 (億円)
		H26年度	H27年度	H28年度 (見込)	H29年度	H30年度	
下井草駅周辺の利用率の低い自転車駐車場の規模の適正化や運営の効率化等を実施			検討・準備	縮小・効率化			0.1
自転車集積所の再編整備	下井草自転車集積所の廃止と跡地活用			縮小 球戯場設置	廃止	桃五学童クラブ増設等	
	宮前自転車集積所の廃止と跡地活用		検討	縮小 保育所整備(事業者)開設	検討 廃止		

(13) 都市公園・児童遊園・遊び場

施設の概要

設置目的		
子どもの健全な発育や多様な余暇活動、健康増進活動の場を提供するとともに、都市における貴重な緑化スペース、発災時のオープンスペースとして設置		
	施設数 ※1	総面積 ※1
都市公園	273	約592,255㎡
児童遊園	50	約25,396㎡
遊び場	18	約72,233㎡

※1：施設数及び総面積は、平成28年8月現在。

施設の配置（※2）



※2：都市公園については、掲載を省略

5 再編整備の方向性と具体的な取組
(13) 都市公園・児童遊園・遊び場

課題と再編整備の方向性

都市公園・児童遊園・遊び場の現状の利用実態や地域のニーズ等を把握したうえで、区民ニーズに対応した多世代が利用できる公園づくりを進めます。

既存保育施設の隣地にある児童遊園等や保育需要の高い地域にある児童遊園等の中で、利用状況や施設の老朽化等を勘案して、可能な施設について保育施設への活用を図ります。

都市公園について、国家戦略特区制度を活用した保育所を整備します。

具体的な取組

【多世代が利用できる公園の整備】

○都市公園・児童遊園・遊び場の実態調査等を行ったうえで、これまでの配置状況や機能を見直し、都市公園等の再編整備や、区立施設との一体整備、施設の改修等を実施し、区民ニーズに対応した多世代が利用できる公園の整備を進めます。

【公園用地を活用した仮設校舎の設置】

○阿佐谷けやき公園を廃止し、杉並第一小学校等複合施設建設に伴う仮設校舎建設用地として活用します。なお、仮設校舎の解体後は、速やかに公園として整備を図ります。

※この取組は、杉並第一小学校の移転・改築の検討と合わせて、平成28年度末まで検討することとします（P21「老朽改築に伴う近隣施設との複合化」参照）。

【国家戦略特区の活用による都市公園への保育所整備】

○国家戦略特区制度を活用した都市公園法の規制緩和により、都市公園の敷地の一部を活用して保育所を整備します。（和田堀公園（都立））

実施スケジュール

具体的な取組	これまでの取組			これからの取組		財政効果 (億円)
	H26年度	H27年度	H28年度 (見込)	H29年度	H30年度	
多世代が利用できる公園づくりの検討・実施	調査・検討			調査		
阿佐谷けやき公園の廃止及び杉並第一小学校改築工事に伴う整備			● 廃止	建設 (仮設校舎)		
国家戦略特区制度を活用した和田堀公園（都立）敷地の一部への保育所の整備				特区申請・建設(事業者)	開設	

(14) 民営化宿泊施設

施設の概要

設置目的					
民営化（※1）により、施設周辺の観光資源等を活かしながら、区民に良質な保養の機会及び魅力あるサービスを提供する施設として設置					
	竣工年月	所在地	延床面積	客室稼働率	区民利用割合（※2）
コニファーいわびつ	H6.5	群馬県 東吾妻町	6,964.69㎡	40.7%	42.3%
富士学園	H2.12	山梨県 忍野村	3,811.87㎡	47.8%	33.3%
弓ヶ浜クラブ	S55.3	静岡県 南伊豆町	3,976.94㎡	45.1%	60.1%

※1：区が民間事業者に施設を無償で貸付けし、民間のノウハウや創意工夫を活かした特色あるサービスを提供

※2：区民利用割合には、区立学校の移動教室による区民利用者を含まない。

課題と再編整備の方向性

3施設とも経営改善に努めているものの、民間事業者との競合、区立学校の移動教室の優先利用等の要因も影響し、必ずしも毎年の利益が計上できていない状況にあります。加えて、各施設とも老朽化が進んでおり、今後の維持管理経費の増大が課題となっています。

当面、現行の事業方式による運営を継続し、更なる経営改善とサービスの向上を運営事業者に求めていくこととします。

具体的な取組

【保有の適否の検討】

○今後の大規模修繕の時期や施設の経営状況等を踏まえて、区の保有の適否について検討します。

実施スケジュール

具体的な取組		これまでの取組			これからの取組		財政効果 (億円)
		H26年度	H27年度	H28年度 (見込)	H29年度	H30年度	
経営改善と 保有の適否 の検討	コニファーいわびつ 富士学園 弓ヶ浜クラブ	← 経営改善（事業者）					
			← 検討				

資料編

目 次

(1) 第一次実施プランにおける財政効果	61
(2) 保育待機児童解消緊急対策について	62
(3) (仮称) 天沼三丁目複合施設の概要 (国との財産交換等の流れ)	64
(4) 地域コミュニティ施設の再編整備について	66
(5) 児童館の再編整備について	67

(1) 第一次実施プランにおける財政効果

第一次実施プラン（平成26～30年度）の取組による、施設の廃止等に伴う改築・改修経費と施設維持費の軽減、用地の売却・貸付等により、平成26年度以降の30年間に、約174億円の財政効果が見込まれます。

財政効果の計算方法

1 施設の廃止による効果

○廃止する施設について、仮に跡地を売却した場合の売却益及び廃止に伴い不要となる改築費、改修費、施設維持費。

取 組	用地の売却益	施設費用の削減			合計①（※2）
		改築費用の削減	改修費用の削減（※1）	維持費の削減（※1）	
・天沼会議室の廃止 ・区民住宅（区所有6戸）の廃止	2.4億円	1.1億円	0.3億円	0.7億円	4.5億円

2 施設を他用途に転用することによる効果

○転用する施設について、転用により不要となる旧施設の維持管理費等（転用しない場合に必要となる用地取得費を含む）。

取 組	用地取得費の削減	施設費用の削減			合計②（※2）
		改築費用の削減	改修費用の削減（※1）	維持費の削減（※1）	
・旧大宮前体育館跡地、旧新泉小学校跡地、旧科学館跡地、旧永福南小学校跡地を活用した特別養護老人ホーム等への転用 ・旧永福南小学校跡地を活用した永福体育館への転用	87.7億円	25.3億円	7.7億円	16.4億円	137.0億円

3 民間等からの借上施設等の廃止による効果

○施設等の廃止に伴い不要又は減額となる賃料等の額（※1）

取 組	合計③
・区民住宅（5団地）の廃止 ・下井草駅周辺の利用率の低い自転車駐車場の統廃合等	12.6億円

4 施設の貸付による効果

○貸付により得られる賃料収入の額（※1）

取 組	合計④
・旧大宮前体育館跡地、旧新泉小学校跡地、旧科学館跡地、旧永福南小学校跡地への民間事業者による特別養護老人ホーム等の整備に係る定期借地料収入 ・旧新泉小学校の既存校舎貸出 ・区営住宅の駐車場の貸出	18.5億円

5 保育園の仮設園舎の有効活用による効果

○国有地等を活用し、仮設園舎を複数の保育園の建替に活用することにより不要となる仮設園舎の整備費用。

取 組	合計⑤
・成田東四丁目用地、下高井戸四丁目用地、梅里二丁目用地の活用	2.2億円

合計①+②+③+④+⑤÷約174億円

※1：平成55年度までの累計額。

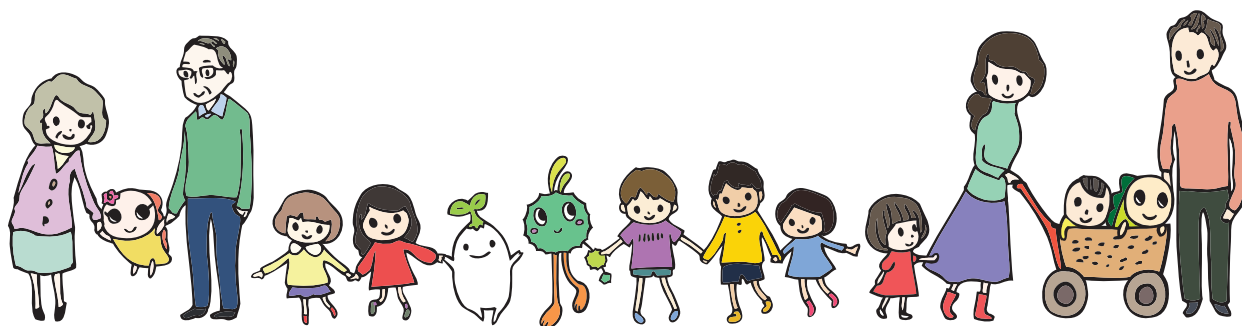
※2：端数処理を行っているため内訳の額と一致しない場合がある。

(2) 保育待機児童解消緊急対策について

区は、平成25年に「待機児童対策緊急推進プラン」を策定し、平成26年度以降、これまでにないペースで認可保育所の整備を推進してきましたが、就学前人口の増加や女性の社会進出に伴う保育所入所希望者の高まりなどから保育需要は増加の一途をたどっています。

平成29年4月の待機児童解消に向け、当初は認可保育所等11か所（759人）を整備する予定でしたが、その後、保育需要のさらなる増加が想定されたため、緊急対策（第1弾）として、区の土地や建物を活用した認可保育所等4か所（320人）を追加整備し、合計1,079人（予定）の整備を計画しました。しかし、新たに平成29年度に向けた待機児童数を推計したところ、これまでの計画どおりに保育施設を整備しても、平成29年4月には、待機児童数が500名を超える大幅な増加となることがわかりました。

こうした危機的状況の中、民間事業者からの保育施設開設提案や新たな用地の取得など、これまでの手法のみに依存しているだけでは、29年4月の待機児童解消は困難です。そのため区は、保有する土地や建物をさらに積極的に活用して保育施設の大規模な整備を行う必要があると判断し、平成28年5月に緊急対策（第2弾）を策定しました。



○平成29年4月開設 整備予定地

		種 別	整備予定地
当初計画		認可	阿佐谷北三丁目ほか10か所
緊急対策	第1弾	認可	遊び場109番
			成田西二丁目用地
			宮前自転車集積所
		定期（※）	旧和田堀会館
	第2弾	認可	土木材料置場
			井草地域区民センター
			天沼中学校隣接用地
			向井公園
			高井戸みどり公園
			久我山東原公園
			旧杉並中継所管理棟駐車場
		定期（※）	職員住宅久我山寮
			高齢者活動支援センター（機能訓練室）
			善福寺だいかんやま公園
			北公園緑地事務所資材等置場

※：認可保育所等において、1か月単位で児童を預かる保育施設。

(3) (仮称) 天沼三丁目複合施設の概要 (国との財産交換等の流れ)

(仮称) 天沼三丁目複合施設は、「複合施設棟」と「特別養護老人ホーム棟」の2つの建物からなる複合施設です。

平成30年度に開設予定の「複合施設棟」には、あんさんぶる荻窪から、福祉や暮らしに関する相談機能も併せ持つ、①福祉事務所、②消費者センター、③就労支援センター、④生活自立支援窓口（くらしのサポートステーション）、⑤社会福祉協議会、⑥成年後見センターを移転したうえで、新たに、(仮称) 在宅生活支援センター、子ども・子育てプラザ、集会室を設置します。

(仮称) 在宅生活支援センターでは、「複合施設棟」内の他の相談窓口と連携して、地域包括支援センターなどの相談機関や、介護・福祉サービスを提供する事業者への助言・支援を行うとともに、地域の相談機関等では解決が困難なケースの対応にあたります。また、医療ニーズの高い高齢者・障害者（児）等をケアする人材のスキルアップを支援します。これらの取組により、在宅で療養・介護をされている高齢者・障害者（児）等の暮らしを支えていきます。

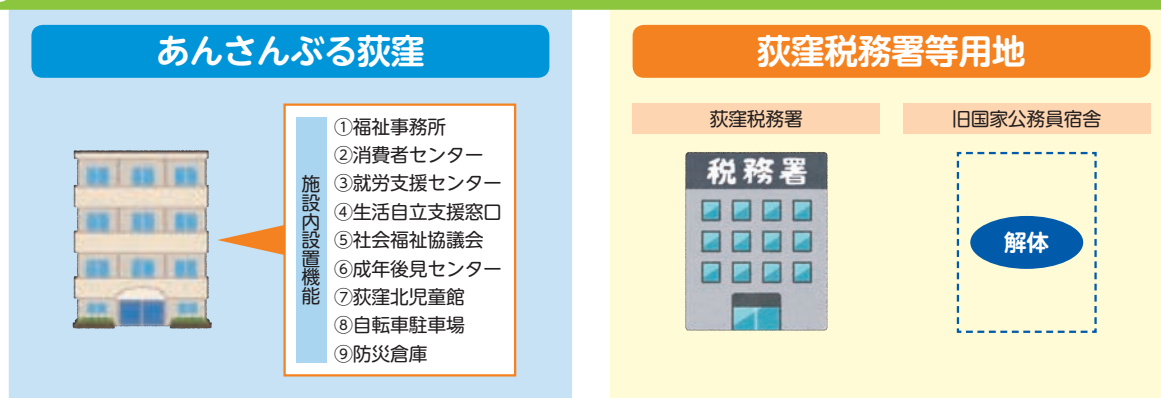
平成33年度に開設予定の「特別養護老人ホーム棟」では、診療所や訪問看護ステーションなどが併設される予定です。医療専門職が配置された診療所等を併設することで、特別養護老人ホームの利用者の医療的なケアを強化します。さらに、「複合施設棟」内に開設する(仮称) 在宅生活支援センターと連携することで、可能な限り、住み慣れた地域で必要な在宅医療・介護サービスを受けながら、暮らし続けられる環境を整えていきます。

また、「複合施設棟」に、子育ての支援拠点として、乳幼児親子の居場所事業や子育て支援サービスの利用相談、一時預かりなどを行なう子ども・子育てプラザや、文化や趣味の活動等に利用できる集会室を設置することで、乳幼児親子から高齢者まで、多世代がともに利用できる、地域に開かれた施設とします。

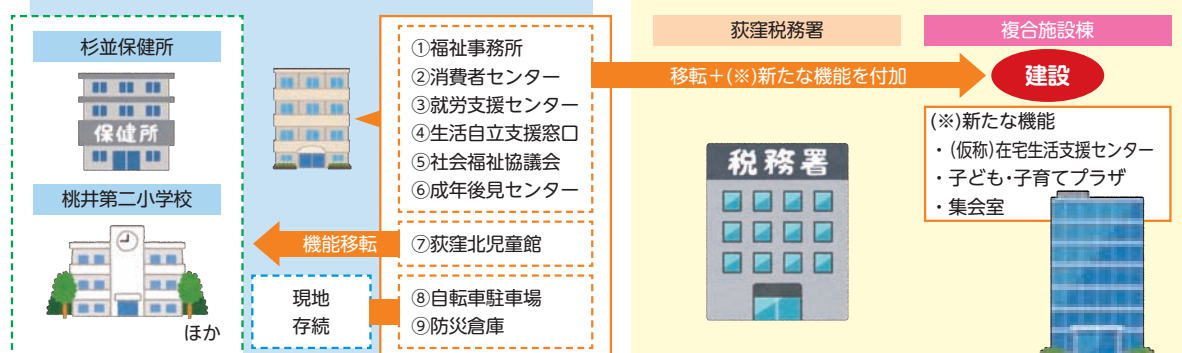
このように、「複合施設棟」と「特別養護老人ホーム棟」の2つの建物に入る機能が互いに連携することで、高齢者だけではなく、若者や現役世代を含めた区民の生活を支える「誰もが気軽に利用できる区民の福祉と暮らしのサポート拠点」としていきます。

【財産交換・機能移転の流れ】

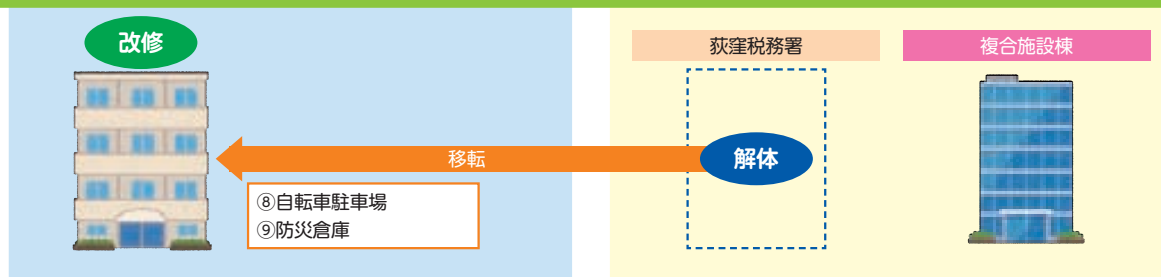
① 旧国家公務員宿舎を解体



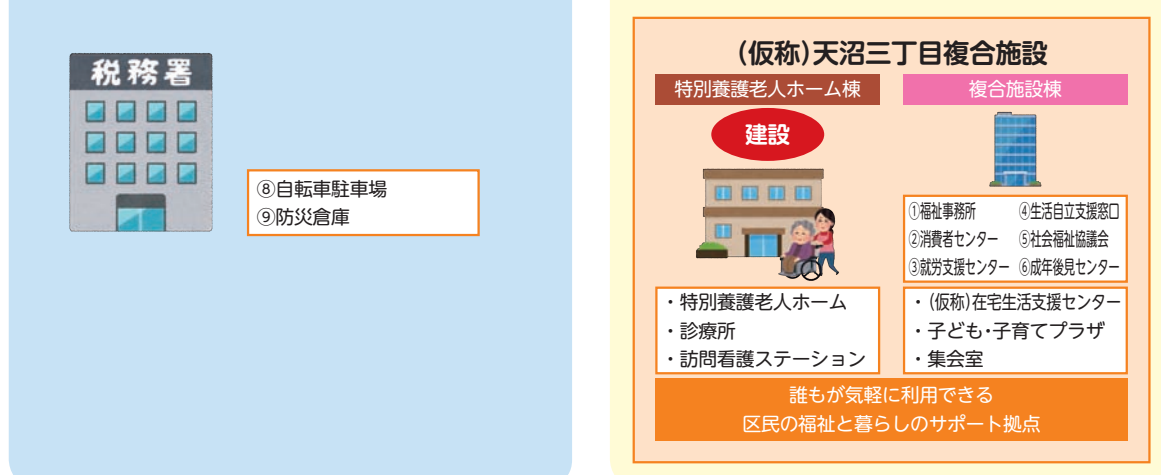
② 「複合施設棟」建設後、あんさんぶる荻窪の機能を「複合施設棟」へ移転



③ あんさんぶる荻窪改修後、荻窪税務署が移転・解体



④ 荻窪税務署跡地に「特別養護老人ホーム棟」を整備

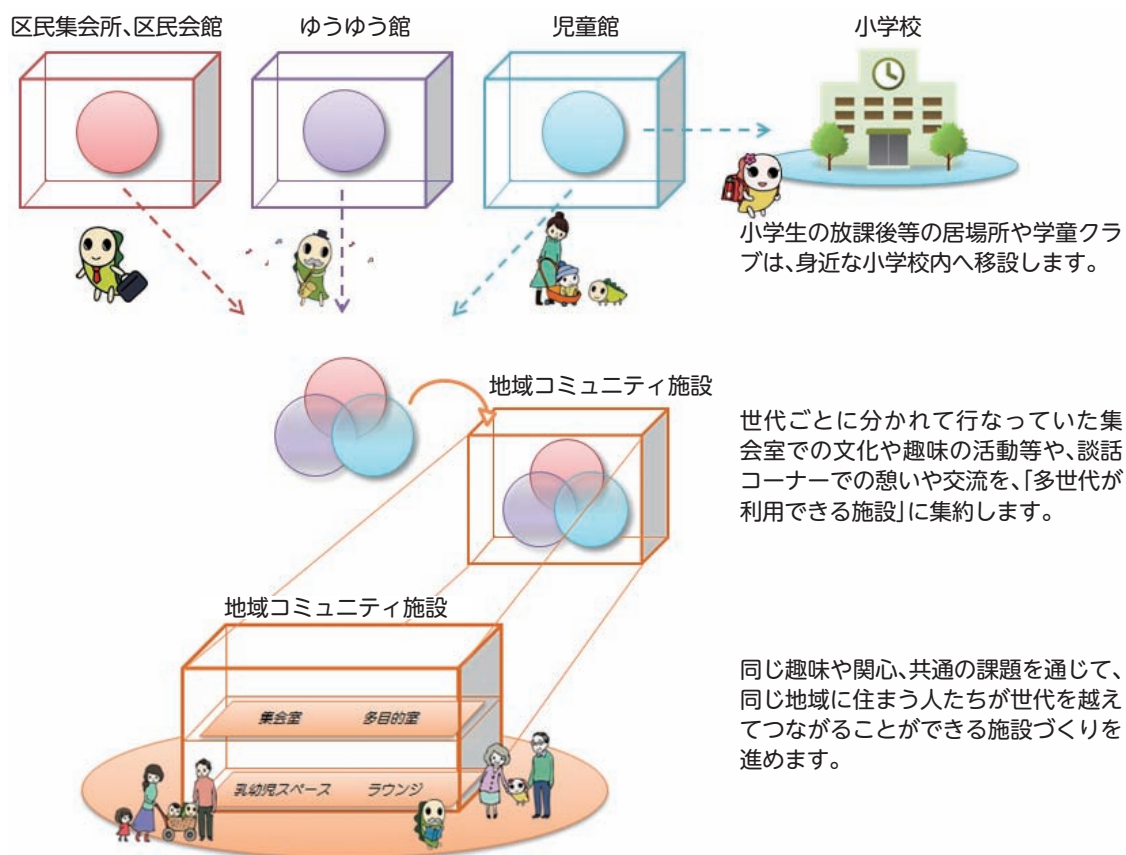


(4) 地域コミュニティ施設の再編整備について

区では、区民集会所、区民会館、ゆうゆう館、機能・サービスを学校等に継承した児童館施設（子ども・子育てプラザに転用する施設は除く）を対象に、乳幼児を含む子どもから高齢者まで、多世代が利用できる地域コミュニティ施設への転用・再編整備の検討を進めています。

地域コミュニティ施設は、以下の考え方を基本とし、児童館の再編やモデルとなる取組等の進捗状況を踏まえて、第二次実施プラン（平成31～33年度）で計画化していきます。

- ・身近なコミュニティの拠点として、誰もが身近な地域で気軽に利用できるよう、歩いて行ける範囲に1箇所の設置を目安に整備します。
- ・多世代がともに利用できる施設として、文化や趣味の活動等に幅広く利用できる集会室や、いつでも自由に立ち寄れる憩い・交流のスペースとなるラウンジに加えて、世代間交流事業や地域の発表会の実施も想定した多目的室を設置します。また、子ども・子育てプラザ等の他の施設の配置を踏まえたうえで、必要な施設に乳幼児親子の居場所となるスペースを設けます。
- ・整備にあたっては、区民集会所などの既存施設を転用することを基本とし、施設が小規模であるなど転用に適当な既存施設がない地域では、図書館など他の施設との複合化等による整備も検討していきます。

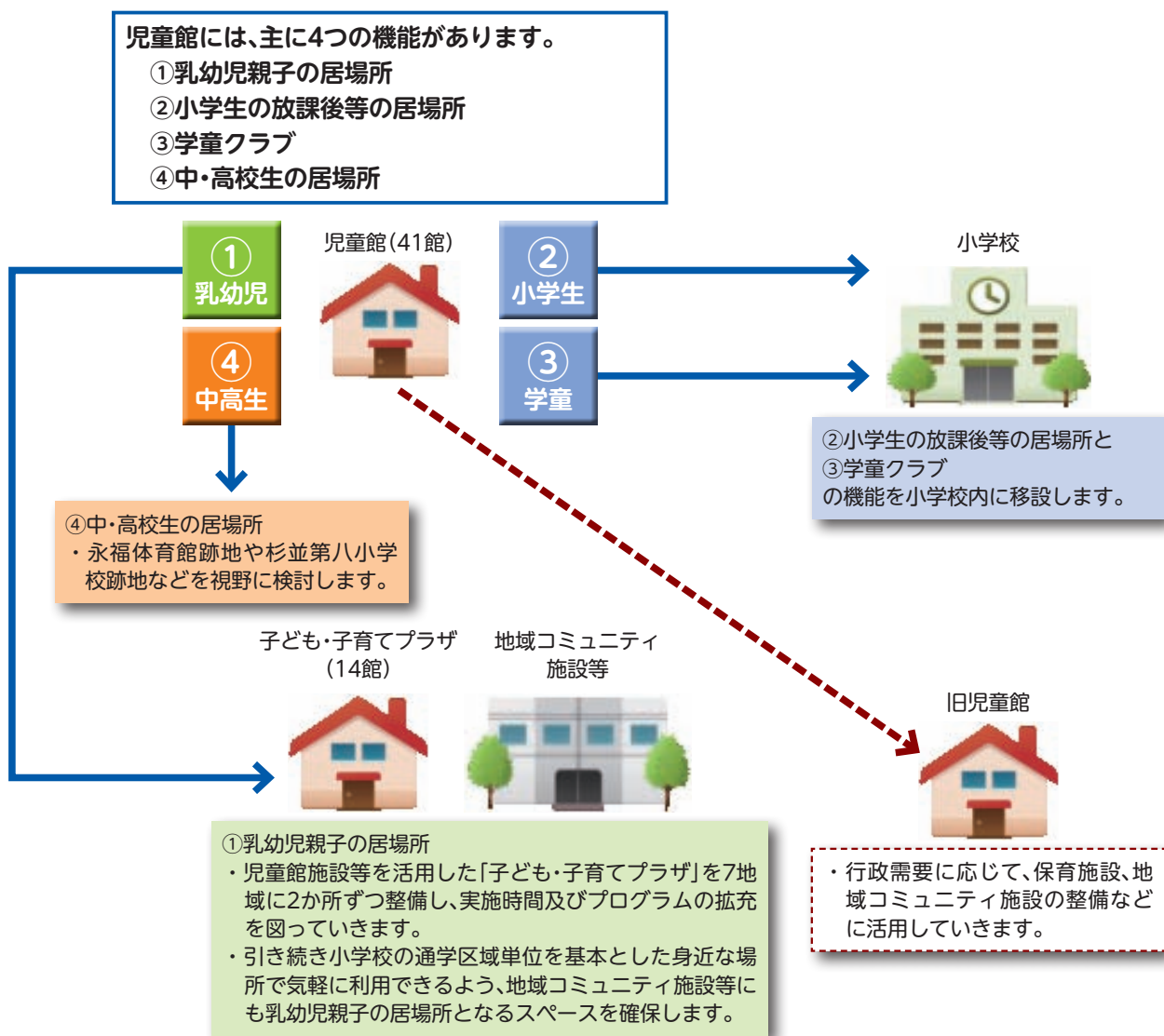


(5) 児童館の再編整備について

児童館を再編整備するにあたっては、小学校内や子ども・子育てプラザ、地域コミュニティ施設などに機能を移転させつつ、地域バランスなどに配慮して現在の機能を継承・発展させていきます。

小学生の放課後等の居場所と学童クラブの機能を小学校内に移設したうえで、乳幼児親子の居場所を、7地域に2箇所ずつ整備する「子ども・子育てプラザ」と地域コミュニティ施設などに設置します。乳幼児親子の居場所は、「子ども・子育てプラザ」を中心として、地域コミュニティ施設などの乳幼児親子の居場所となるスペースでもプログラムや講座などを実施していきます。

また、中・高校生の新たな居場所は、第一次実施プランでは、移転後の永福体育館跡地や統合後の杉並第八小学校跡地で検討している、地域コミュニティ施設と図書館などの複合施設のスペース活用を視野に検討を進めます。



杉並区立施設再編整備計画(第一期)・第一次実施プラン 〈平成29・30年度〉

平成29年1月発行

登録印刷物番号

28-0082

編集・発行:杉並区政策経営部企画課施設再編・整備担当

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

電話 03-3312-2111(代)

●杉並区のホームページでご覧になれます。

<http://www.city.suginami.tokyo.jp/>

※この冊子に掲載した第一次実施プランは、平成28年11月に改定したものです。

